

項番	人権課題	人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）		令和7年度の実施状況		担当府省庁
		該当箇所	内容	新規施策、新規法律等	例年もの	
1-1	課題横断的な人権課題に対する取組 (インターネット上の人権侵害)	ア 人権教育・啓発等	(7) 多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、地方公共団体、関係団体、関係事業者等と連携し、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する。 (こども家庭庁、関係省庁)		【こども家庭庁・関係省庁】 ・こども家庭庁をはじめとする関係省庁では、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、地方公共団体、関係団体、関係事業者等と連携し、毎年、2月から5月までにかけて、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する。「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開しており、期間中、インターネット等の様々な広報媒体を通じた啓発活動等の取組を集中的に展開。	こども家庭庁 関係省庁
1-2			(4) 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、政府全体で児童買春・児童ポルノ対策を推進する。 (こども家庭庁、関係省庁)		【こども家庭庁・関係省庁】 ・令和7年7月に開催した、こどもの性被害撲滅対策推進協議会での意見交換等を踏まえ、同月の第17回こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議において、同プランに基づく施策の令和6年度の推進状況についてとりまとめた。	こども家庭庁 関係省庁
1-3			(9) インターネット上の誹謗中傷に関して、警察庁ウェブサイト等を通じて、広く国民に対する広報啓発活動を推進する。（警察庁）	【警察庁】 ・令和7年11月、サイバー警察局便りR7vol.10「ネットのトラブル、一人で悩んでいませんか？」を发出。	【警察庁】 ・警察庁ウェブサイトにおいて、「インターネット上の誹謗中傷等への対応」を掲載。	警察庁
1-4			(5) インターネットの利用に起因する児童の犯罪被害防止を図るため、都道府県警察において、サイバーパトロールのほか、非行防止教室や保護者説明会等における啓発活動を推進する。（警察庁）		【警察庁】 ・インターネットの利用に起因する児童の犯罪被害防止を図るため、都道府県警察において、サイバーパトロールを実施したほか、非行防止教室や保護者説明会等において広報啓発を実施。	警察庁
1-5			(6) 私事性的画像に係る事案（リベンジポルノ）に関し、違法行為に対して厳正に対処するとともに、被害防止のための広報啓発活動を推進する。 (警察庁、法務省)		【警察庁】 ・被害の実例や被害に遭わないための方法等を掲載したリーフレットを作成するなど、広報啓発活動を通じ、被害防止に向けた取組を実施。 【法務省】 ・「インターネット上の人権侵害をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、リベンジポルノに関する内容を含む啓発冊子及び啓発動画の配布やYouTube法務省チャンネルでの配信等、各種人権啓発活動を実施。 ・令和7年度の人権週間に合わせて、インターネット上の人権侵害に関するSNS等での広報を実施。 ・検察当局においては、刑事事件として取り上げるべき事案があれば、法と証拠に基づき厳正に対処している。	警察庁 法務省
1-6			(8) 「#No Heart No SNS」をスローガンに、SNS事業者団体等と共同で開設している人権啓発サイトにおいて、SNS上のやり取りで悩む方に役立つ情報の発信を推進する。（総務省、法務省）		【総務省・法務省】 ・「#No Heart No SNS」をスローガンに、SNS事業者団体等と共同で開設している人権啓発サイトにおいて、情報モラルの向上を図るとともに、インターネット上の人権侵害に関する関連省庁等の各種の相談窓口を整理したフローチャートを掲載し、人権相談窓口の周知・広報を実施。	総務省 法務省
1-7			(3) 情報通信分野の企業・団体等と協力しながら、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的とした児童・生徒、保護者・教職員等を対象とした啓発講座である「e-ネットキャラバン」の実施を推進する。（総務省、文部科学省）		【総務省】 令和7年度は、2,071件実施。（令和8年1月末現在） 【文部科学省】 ・総務省、文部科学省及び情報通信分野の企業・団体等が協力し、「e-ネットキャラバン」を実施。	総務省 文部科学省

1-8		(ク) インターネットに係る最新のトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を作成・公表し、誹謗中傷等の被害者にも加害者にもならないために、情報発信時の注意事項等について広報・啓発を行う。(総務省)		【総務省】 令和7年4月に、「インターネットトラブル事例集 2025年版」を作成・公表。	総務省
1-9		(カ) インターネット上の人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう「責任ある情報発信」の意識を広く一般に浸透させるため、こども・若者のほか、あらゆる世代に対し、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深め、インターネットリテラシーの向上を図るための啓発活動を推進する。(法務省)		【法務省】 ・「インターネット上の人権侵害をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、インターネットリテラシーの向上を図るための講演会等の開催、啓発冊子及び啓発動画の配布やYouTube法務省チャンネルでの配信等、各種人権啓発活動を実施。 ・令和7年度の人権週間に合わせて、インターネット上の人権侵害に関するSNS等での広報を実施。 ・青少年を中心に深刻化するインターネットによる人権侵害への取組として、全国の法務局・地方法務局において、中学生等を対象として、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室を実施。	法務省
1-10		(コ) 学校において、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度である「情報モラル」を育成するための指導を行う。(文部科学省)	【文部科学省】 ・令和8年2月に教職員を対象とした情報モラル研修会を実施。	【文部科学省】 ・情報モラル指導者セミナーを実施。 ・児童生徒向け動画コンテンツを作成。	文部科学省
1-11		(ケ) 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」等に基づき、インターネットの適切な利用に関して、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進する。(文部科学省)		【文部科学省】 ・地域における教育・啓発活動の支援を継続するとともに、保護者向けの啓発シンポジウム等を開催。	文部科学省
1-12		(ク) 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。(文部科学省)		【文部科学省】 ・学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究等の実施を委託する「人権教育研究推進事業」を実施。 ・学校における人権教育の更なる推進のため、「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」の改訂に向けた会議を設置し検討を開始。 ・令和7年6月に「人権教育推進研修」を、10月に「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育に関する関連法規等の周知や諸課題についての検討・分析等を行い、学校における人権教育の推進を企図。 ・社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を推進。	文部科学省
1-13	イ 相談・支援等	(7) インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」の運営を支援する。(総務省)		【総務省】 ・違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行った。	総務省
1-14		(イ) インターネット上の人権侵害について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、相談者の意向に応じて、情報の削除依頼の方法等を助言するほか、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等にその情報の削除を求めるとして適切な解決を図る。(法務省)		【法務省】 ・インターネット上の人権侵害について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に対応。 ・人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、相談者の意向に応じて、情報の削除依頼の方法等を助言するほか、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等にその情報の削除を求めるとして、事案に応じた適切な措置を実施。	法務省

2-1	女性	(7) 人権教育・啓発等	<p>① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、国が率先垂範して取組を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼び掛け、その取組を支援する。（全府省庁）</p>	<p>【内閣府】 ・令和7年6月に、期限を10年間延長し、女性の職業生活における活躍に関する情報公表を強化すること等を盛り込んだ改正女性活躍推進法が成立。 ・令和7年11月に、女性活躍推進法に基づき、職場における女性の健康上の特性に係る取組を行うことが望ましい旨などを追記した「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」の変更について閣議決定。</p> <p>【外務省】 日本がアジアを中心に世界と共にジェンダー平等を推進し、多様性と包摂性に富んだ柔軟で強靱な将来社会を実現するため、令和7年度から新たに「ジェンダー次世代ネットワーク・プログラム」を実施し、ジェンダー分野を牽引する次世代の育成に取り組んでいる。このプログラムの一環で、令和7年12月「ジェンダー次世代フォーラム」を実施。</p> <p>【防衛省】 ・令和8年3月に「防衛省における女性職員活躍とワークライフ・バランス推進のための取組計画（以下「取組計画」という。）」を改正（予定）。 ・令和7年7月に女性自衛官の配置制限を完全撤廃。</p>	<p>【内閣府】 ・令和7年6月に「女性版骨太の方針2025」を策定。 ・政治・司法・行政・経済分野等、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画状況等の調査を実施。</p> <p>【環境省】 ・審議会等における女性委員の登用を進め、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図っている。 ・環境省ワークライフバランス・女性職員活躍推進取組計画に基づき、女性の採用・登用の拡大、適切な人事配置、女性管理職養成のための研修、育サポプロジェクトを適年により実施。なお、第5次男女共同参画基本方針における女性の採用・登用に関する成果目標として、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合目標は35%以上とされているところ、令和7年度試験採用における環境省での採用率は49%と目標を大きく上回っている。</p> <p>【防衛省】 ・取組計画において数値目標を設定し、積極的な女性の採用・登用の拡大を図っている。また、女性の活躍を支える教育基盤や勤務環境等の整備を推進している。</p>	全府省庁
2-2			<p>② 男女共同参画を自分のこととして認識し、その実現に向けて協力し合って取り組めるよう、国民的広がりを持って地域に浸透する広報・啓発活動を積極的に展開する。（内閣府）</p>		<p>【内閣府】 ・令和7年6月23日～29日に男女共同参画週間として、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、男女共同参画に関する広報・啓発を実施。</p>	内閣府
2-3			<p>③ 配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力の予防と根絶に向けて、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するため、「男女共同参画推進本部決定」に基づき、全国的な運動として「女性に対する暴力をなくす運動」を実施する。また、被害者自身が被害と認識していない場合があることや、被害を受けていることを言い出しにくい現状があることも踏まえ、本運動期間に限らず、広報啓発の取組を推進する。（内閣府、法務省、関係省庁）</p>		<p>【内閣府・関係省庁】 ・令和7年11月12日～25日に「女性に対する暴力をなくす運動」を全国的な運動として行い、配偶者への暴力、性犯罪・性暴力等に関する社会の意識を喚起するとともに、意識啓発等の充実を図るため、ポスター、リーフレット等を作成し、関係省庁、地方公共団体、鉄道事業者、関係団体等に送付するとともに、全国各地のランドマーク等におけるパープルライトアップの実施や、パープルリボンバッジの配布・全閣僚等への着用の推進、SNSを用いたポスター・動画の発信等を実施。</p> <p>【法務省】 ・「女性の人権を守ろう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施。 ・DV防止をテーマとした啓発動画や各種ハラスメントなどの職場における各種人権問題について解説した啓発冊子及び啓発動画について、法務局・地方法務局での配布や貸出しのほか、YouTube法務省チャンネルにおいて配信している。</p>	内閣府 法務省 関係省庁
2-4			<p>④ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等に基づき、地方公共団体の防災・危機管理部門と男女共同参画部局の連携を促進し、意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮した取組等、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階における、地方公共団体の男女共同参画の視点からの取組を推進する。（内閣府）</p>	<p>【内閣府】 ・令和6年能登半島地震で被災した自治体や応援自治体、民間支援団体の平時の備えや発災時の対応、復旧・復興の取組など、「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」に基づく災害対応状況を把握するための調査を実施し、調査結果をもとに課題や好事例を整理し、今後の方向性をとりまとめた報告書を令和7年5月に公表。同報告書については、災害対応を担う地方公共団体の職員に対する研修等、あらゆる機会を通じて展開。</p>	<p>【内閣府】 ・令和3年から毎年「ガイドラインを踏まえた地方公共団体の取組状況調査」を実施し、同調査結果をもとに、進捗状況を一目でわかるよう「見える化マップ」を作成・公表し、防災の意思決定過程や災害の現場における女性の参画拡大に向けた取組を推進。</p>	内閣府

2-5		<p>⑤ 女子差別撤廃条約関連文書や女性の地位向上に関する会議等の関連文書の内容の周知に努める。(内閣府、外務省)</p>		<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約関連文書について、内閣府男女共同参画局HPに掲載。 第69回国連女性の地位委員会の関連文書について、内閣府男女共同参画局HPに掲載。 令和7年9月に開催された第80回国連総会「第4回世界女性会議開催30周年記念ハイレベル会合」の関連文章について、内閣府男女共同参画局HPに掲載。 <p>【外務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度においても、女子差別撤廃条約について、条文や政府報告書等の情報を外務省ウェブサイトで継続的に公開し、広く一般が閲覧できる環境を維持し、内容の周知に努めた。 	内閣府 外務省
2-6		<p>⑥ 性犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の女性に対する暴力の根絶に向け、厳正な取締りを行うとともに、被害の防止等に関する広報啓発を推進する。また、被害者の人権を守る観点から、被害者が安心して事情聴取に感じられるよう、引き続き女性警察官等の配置や、被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用等の必要な体制を整備するとともに、警察官等に対する各種研修について、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修の拡充等に努める。(警察庁)</p>	<p>【警察庁】</p> <p>令和7年12月、改正ストーカー規制法が成立。同法の適時的確な適用により、厳正な取締りを実施中。</p>	<p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県警察において、令和7年11月、「女性に対する暴力をなくす運動」に基づき、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の女性に対する暴力の根絶に向け、被害の防止等に関する広報啓発を実施。 都道府県警察で人身安全関連事案対応の中核を担っている警察職員に対し、ストーカー・配偶者暴力事案をはじめとする人身安全関連事案の対策について、専門教育を実施。 警察本部や警察署における性犯罪捜査を担当する女性警察官の配置を推進。 事情聴取において相談室を積極的に活用。 性犯罪の捜査及び性犯罪被害者に対する支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における研修を実施。 	警察庁
2-7		<p>⑦ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、国民一人一人の人権意識を高め、女性の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省)</p>		<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「女性の人権を守ろう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施。 DV防止をテーマとした啓発動画や各種ハラスメントなどの職場における各種人権問題について解説した啓発冊子及び啓発動画について、法務局・地方法務局での配布や貸出しのほか、YouTube法務省チャンネルにおいて配信している。 	法務省
2-8		<p>⑧ UN Women (国連女性機関) を始めとする国際機関等の取組に積極的に貢献していくとともに、連携の強化等を図る。(外務省、関係省庁)</p>	<p>【外務省】</p> <p>令和7年12月にシマ・パフスUN Women事務局長、令和8年1月にプラミラ・パッテン紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRSG-SVC) を訪日招へいし、各国際機関との連携を強化。</p>	<p>【外務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> UN Women、SRSG-SVC事務所、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金 (GSF) に対して財政支援を行い、連携を強化している。 	外務省 関係省庁
2-9		<p>⑨ 学校等の教育機関においては、男女の平等や相互の協力、男女が共同して社会に参画することの重要性等についての指導が充実するよう努める。また、キャリアアップ・キャリアチェンジを希望する女性や、組織の指導的立場としてより高度な社会参画を目指す女性を支援する教育プログラムの普及・充実に向けた取組を推進する。(文部科学省)</p>		<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に並び、社会科、家庭科、特別の教科 道徳、特別活動等の学校教育全体を通じて、男女の平等や相互の協力、男女が共同して社会に参画することの重要性について指導することとしており、こうした学習指導要領の趣旨について周知。 女性の多様なチャレンジを支援する教育プログラムの全国的な普及・充実のため、これまで開発した教育プログラムや先進的な取組事例を全国の大学・女性教育団体、企業等へ紹介するとともに、令和8年2月には、今後の女性のキャリア形成支援のあり方を議論する全国シンポジウムを開催。 	文部科学省

2-10	⑩ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】		【文部科学省】 ・学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究等の実施を委託する「人権教育研究推進事業」を実施。 ・学校における人権教育の更なる推進のため、「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」の改訂に向けた会議を設置し検討を開始。 ・令和7年6月に「人権教育推進研修」を、10月に「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育に関する関連法規等の周知や諸課題についての検討・分析等を行い、学校における人権教育の推進を図る。 ・社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を推進。	文部科学省
2-11	⑪ 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント防止のため、労働局における行政指導等の実施や集中的な周知・広報、研修動画の配信等により「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の履行確保を図る。（厚生労働省）		【厚生労働省】 ・毎年12月を「職場のハラスメント防止月間」と定め、集中的な広報・啓発活動を実施することとなり、令和7年12月10日に職場におけるハラスメント対策シンポジウムを実施。 ・ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」にハラスメント対策の研修動画を掲載しているところ、引き続きコンテンツの充実を図っている。 ・引き続き、均等法の履行確保のため、労働局における行政指導等の実施をしている。	厚生労働省
2-12	⑫ 女性が働きやすく暮らしやすい農山漁村の実現に向けて、女性の経営参画や農山漁村に関する方針策定への参画を推進するための啓発等を実施する。（農林水産省）		【農林水産省】 ・女性の農山漁村に関する方針策定への参画を推進するために地方公共団体等に対して働きかけを実施（随時） ・令和7年6月頃より研修コンテンツ「性別に基づく一方的な思い込み」等についてチラシを作成の上周知。 ・令和7年11月23日に農林水産祭典にて女性活躍の観点から2賞授与（内閣総理大臣賞、日本農林漁業振興会会長賞）。 ・令和7年11月27日に農業リーダーズサミット2025-変革の時代を生き抜く地域農業の在り方・女性登用の意義-を開催。 ・令和8年3月3日に農山漁村女性活躍表彰の表彰式を実施。後日、受賞した女性の活躍事例集を作成し配布、農林水産省HPにも事例集を掲載。	農林水産省
2-13	⑬ 人身取引に関して、ポスター等の作成・配布やSNSの活用等により、性的搾取の被害の申告先や相談窓口の周知を図るとともに、性的搾取の需要側への啓発を推進する。（内閣府、関係省庁）		【内閣府・関係省庁】 ・性的搾取の需要者及び被害者向けポスター、リーフレット等を作成し、地方公共団体、空港、港湾、大学・高専等、一般社団法人日本旅行業協会、IOM、その他の関係機関等に送付するとともに、鉄道駅構内でのポスター掲示や、SNSを用いたポスター・動画の発信を実施。 【外務省】 ・在外公館等において、内閣府や警察庁作成のポスターの掲示及びリーフレットの配布を通じて、潜在的な人身取引被害者に対する注意喚起を図った。	内閣府 関係省庁
2-14	⑭ 人身取引に関して、主な手口等に関する資料を作成し、警察庁ウェブサイト等を通じて被害防止広報を実施する。（警察庁）		【警察庁】 ・令和7年9月、人身取引に関する警察への通報を促す動画を作成し、主な手口等に関する資料と共に警察庁ウェブサイトに掲示するなど、被害防止広報を実施。	警察庁
2-15	⑮ 人身取引の解消に向けて、この問題についての関心と理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）		【法務省】 ・「人身取引をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施。	法務省

2-16	(イ) 相談・支援等	① 性犯罪・性暴力の被害者支援について、都道府県等に対する交付金の交付や、関係機関との連携の推進等により、各地域における「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」を中核とする支援体制の充実を図るとともに、こども・若者を含む多様な被害者が相談しやすいよう、相談窓口の一層の周知やSNS等の活用を推進する。(内閣府、関係省庁)		【内閣府・関係省庁】 ・「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上を図り、都道府県等による被害者支援に係る取組の充実を図った。 ・全国共通番号「#8891(はやくワンストップ)」を周知するとともに、ワンストップ支援センターの通話料の無料化を行っている。 ・性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、夜間・休日等のワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して支援を実施する「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」を設置。 ・若年層等が相談しやすいよう性暴力に関するSNS相談「Cure time(キュアタイム)」を実施。	内閣府 関係省庁
2-17		② 「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特別等に関する法律」(以下「AV出演被害防止・救済法」という。)による出演被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、各地域における相談支援体制の整備を推進する。(内閣府)		【内閣府】 ・AV出演被害防止・救済法による出演被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等における被害者への相談支援の充実、SNSの活用等による広報啓発の継続的な実施。	内閣府
2-18		③ 配偶者等からの暴力の被害者がためらうことなく相談することができるよう、「配偶者暴力相談支援センター」等の相談窓口について一層の周知を図る。また、研修教材の作成・配布等により、相談・支援の質の向上を図る取組を推進する。(内閣府、厚生労働省)		【内閣府】 ・「女性に対する暴力をなくす運動」等を通じて、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる全国共通番号「#8008」やチャット相談を受け付けている「DV相談プラス」について周知した。 ・配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応の質の向上及び被害者や被害親子に対する支援における官官・官民連携強化の促進を目的として、配偶者暴力相談支援センターの相談員、配偶者暴力相談支援センターと連携している民間支援団体の相談員・児童相談所の職員等を対象に、DVと児童虐待に対する支援の充実に関する内容や、支援現場における課題や好事例等を学ぶオンライン研修教材を作成・提供。 【厚生労働省】 ・厚生労働省では、各都道府県の女性相談支援センターへつながる短縮ダイヤル#8778(はなそうなやみ)について、女性支援ポータルサイト「あなたのミカタ」等で周知している。 また、女性相談支援センター等の管理職及び職員向けの研修を実施している。	内閣府 厚生労働省
2-19		④ 妊娠期から相談支援を行う「こども家庭センター」の体制整備を進めており、引き続き、相談窓口の周知や妊産婦支援に関わる関係機関や民間団体との連携を促していく。 あわせて、妊産婦等生活援助事業により、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対し、一時的な住まいや食事の提供等を含めた包括的な支援を提供する。(こども家庭庁)	【こども家庭庁】 ・令和7年度よりこども家庭センターの設置や機能強化を伴走的に支援する事業を実施。 ・関係機関との連携等について自治体の取組事例等を集約した「こども家庭センターの業務に関する実践ポイント集」を研修等の様々な機会に周知している。	【こども家庭庁】 ・母子保健と児童福祉の一体的なマネジメント体制の構築を図る市町村の相談支援機関に対し、必要となる人件費や整備等を助成し、こども家庭センターの設置を促進。 ・妊産婦等生活援助事業により、家庭生活に困難のある特定妊婦や出産後の母子等に対し、一時的な住まいや食事の提供等を含めた包括的な支援を実施。	こども家庭庁
2-20		⑤ インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省)【再掲】		【総務省】 ・違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行った。	総務省
2-21		⑥ DVやセクハラ等の女性に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。(法務省)		【法務省】 ・DVやセクハラ等の女性に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に対応。 ・人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を実施。	法務省

2-22			⑦ 多様な被害者への相談支援の充実等の性犯罪・性暴力対策やDV対策の推進、官民協働の支援体制構築など、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の着実な実施による支援の強化に取り組む。(厚生労働省)		【厚生労働省】 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、抱えている問題及び背景、心身の状況等にに応じた最適な支援を受けられるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制整備を図っている。	厚生労働省
2-23			⑧ 人身取引に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。(法務省)		【法務省】 ・人身取引に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に対応。 ・人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を実施。	法務省
2-24			⑨ 「女性相談支援センター」等により人身取引被害女性への保護を行い、安全の確保及び心身の健康状態に配慮した心理的ケア等の対応を行う。(厚生労働省)		【厚生労働省】 ・女性相談支援センターでは、各関係機関と連携し、国籍・年齢を問わず、人身取引被害女性の保護を行い、その宗教的生活や食生活を尊重した衣食住の提供、居室や入浴・食事への配慮、夜間警備体制の整備のための警備員の配置を実施するなど、その充実を図っている。 また、女性相談支援センターにおいて一時保護を行った被害者に対し、生活支援や通訳支援、医療ケア等を行っている。	厚生労働省
3-1	子ども	(7) 人権教育・啓発等	① 毎年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」を中心に、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用し、性暴力の予防啓発や被害の相談先の周知を推進する。(内閣府)		【内閣府】 ・地方公共団体、関係団体等との連携、協力の下、毎年入学・進学時期である4月に、A V出演被害等の若年層に対する様々な性暴力に関する予防啓発や被害に遭った場合の相談先の周知を図った。	内閣府
3-2			② 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関係機関が連携し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。(子ども家庭庁、警察庁、文部科学省)		【子ども家庭庁】 ・子どもや子育て世帯を社会全体で支える機運をさらに醸成すべく、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」等の取組を通じ、子どもの権利や児童虐待防止のための広報啓発を実施。 【警察庁】 ・都道府県警察で児童虐待対応の中核を担っている警察職員に対し、児童虐待事案における児童相談所等関係機関との連携方策について専門教育を実施。 ・令和7年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に合わせ、警察庁の広報重点に児童虐待防止対策の推進を掲げたほか、都道府県警察において、児童虐待防止に関する広報啓発活動や児童虐待への適切な対応に関する職員研修等を実施。 【文部科学省】 ・令和7年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に合わせ、各都道府県教育長等に対して同キャンペーンの実施について通知を发出し、文部科学省関連のメールマガジンを通じて、児童虐待防止に関する情報を周知したほか、地域で活動する家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者に向けて、令和7年11月に改訂した「児童虐待への対応のポイント」を周知。 ・都道府県・政令指定都市等の生徒指導担当者等に対し、学校等における児童虐待への対応について周知。	子ども家庭庁 警察庁 文部科学省

3-3	<p>③ こども・若者向けに、児童の権利に関する条約の考え方を含め、こども基本法の趣旨や内容を分かりやすく説明した、やさしい版のこども基本法パンフレットや動画等をこども家庭庁ウェブサイト公表し、イベント等でも紹介することで、こども基本法及び児童の権利に関する条約について広く発信する。同様に、一般向けのパンフレットの配布や動画等の公表によって、一般向けにも広く発信する。学校、児童館等において、こども基本法等に関する出張講座の開催に向けて取り組む。また、保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わるおとな等が、啓発素材などの情報を手軽に入手できるよう、情報共有を行うとともに、関係省庁等と連携しながら、研修などを通じて、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることについて周知を図っていく。（こども家庭庁）</p>	<p>【こども家庭庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西万博にて、こどもの権利について学ぶことができるブース「ジーン&ケーンのけーりんさがし」を出展し、来場者に対して普及啓発に取り組んだ。 ・日本ユニセフ協会と共催で推進している「こどものけりんプロジェクト」の一環として、言葉にできない思いや考えなど、こども達の中にある“こえ”について学ぶためのシンポジウムを実施。 ・自治体や企業、民間団体等が主催するこどもの権利に関連したイベント等において、こどもの権利について考え、おとなとこどもが共に学ぶことができるワークショップ等の場を設け、普及啓発に取り組んだ。 	<p>【こども家庭庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度、児童の権利条約やこども基本法の理解促進、普及啓発のために、学校等計6か所へ赴き、教育関係者等に講演を実施。 ・こども基本法について、学校や社会教育施設、家庭等での学習に利用することができる、中学生相当の副教材等を制作し、関係各所に展開していく予定。 ・こどもや若者、子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとする大人に対してこどもの権利について周知啓発するためのリーフレットを関係各所に配り、周知啓発に努めた。 ・児童の権利に関する条約の認知度等調査（簡易版）を実施し、調査結果をこども家庭庁HPに掲載するとともに、今後の普及啓発事業の参考とする。 ・日本ユニセフ協会と共催で「こどものけりんプロジェクト」を推進し、こどもの権利の正しい理解と普及に取り組んでいる。 	こども家庭庁
3-4	<p>④ 「保育所保育指針」における「人権を大切に育てる心」を育てるため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また、保育士等保育に従事する者に対する人権教育・啓発の推進を図る。（こども家庭庁）</p>		<p>【こども家庭庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針を踏まえ、児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育の実施、また、保育士等保育に従事する者に対する人権教育・啓発の推進を図られるよう引き続き取り組む。 	こども家庭庁
3-5	<p>⑤ 多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、地方公共団体、関係団体、関係事業者等と連携し、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する。（こども家庭庁、関係省庁）【再掲】</p>		<p>【こども家庭庁・関係省庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭庁をはじめとする関係省庁では、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、地方公共団体、関係団体、関係事業者等と連携し、毎年、2月から5月までにかけて、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する。「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開しており、期間中、インターネット等の様々な広報媒体を通じた啓発活動等の取組を集中的に展開。 	こども家庭庁 関係省庁
3-6	<p>⑥ 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、政府全体で児童買春・児童ポルノ対策を推進する。（こども家庭庁、関係省庁）【再掲】</p>		<p>【こども家庭庁・関係省庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年7月に開催した、こどもの性被害撲滅対策推進協議会での意見交換等を踏まえ、同月の第17回こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議において、同プランに基づく施策の令和6年度の推進状況についてとりまとめた。 	こども家庭庁 関係省庁
3-7	<p>⑦ こどもが一人の人間として、また、権利の享有主体として最大限に尊重される社会を目指して、学校や地域社会とも連携し、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、こどもの人権への理解を深め人権尊重の意識を高めるための啓発活動を推進する。（法務省）</p>		<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こどもの人権を守ろう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布、啓発動画のYouTube法務省チャンネルでの配信等に加え、全国中学生人権作文コンテストを実施している。また、人権擁護委員が中心となって、人権教室、人権の花運動、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動等、各種人権啓発活動を実施。 ・令和7年8月から11月まで及び同年12月から令和8年3月までの二期にわたって、いじめ等のこどもの人権問題に関する意識を啓発するインターネット広告を掲載。 ・令和7年9月、こども自身が権利の享有主体であるということをもより分かりやすく説明する観点から、児童の権利に関する条約の内容を周知する冊子「よくわかる！こどもの権利条約」を改訂し、当局ウェブサイトで公開したほか、現在、同冊子の内容に基づいた人権啓発動画を作成中である。 	法務省

3-8		<p>⑧ 無戸籍問題は、国民としての社会的な基盤が与えられず、社会生活上の不利益を受けるといった人間の尊厳に関わる重大な社会問題であるため、無戸籍状態の解消に向けた啓発活動を推進する。（法務省）</p>	<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無戸籍問題の一因になっていると指摘されていた嫡出推定制度の見直しを行った民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号、令和6年4月1日施行）について、その効果を検証するため、全国の法務局にアンケート調査を実施。 ・令和8年3月に関係省庁で構成される無戸籍者ゼロタスクフォースを開催し、無戸籍者ゼロに向けて関係省庁間で共通認識の醸成を図る予定。 	<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年12月から令和8年3月にかけて、無戸籍問題に係るインターネット広告を実施。 ・令和8年2月頃、全国の市区町村、児童相談所、法テラス等に本問題に係る周知用ポスターやリーフレットを配布予定。 	法務省
3-9		<p>⑨ 児童の権利に関する条約や、「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の実施に関し、条文その他の情報を外務省ウェブサイトで公開し、内容の周知に努める。（外務省）</p>		<p>【外務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度においても、児童の権利に関する条約及び関連する二つの選択議定書について、条文や政府報告書等の情報を外務省ウェブサイトで継続的に公開し、広く一般が閲覧できる環境を維持するとともに、内容の周知に努めた。 	外務省
3-10		<p>⑩ こどもの豊かな心や創造性を育むため、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や、自然体験活動などの様々な体験活動の実施を推進する。（文部科学省）</p>		<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちの豊かな成長に欠かせない自然体験、ボランティア活動などの学校等における様々な宿泊体験活動を支援する「健全育成のための体験活動推進事業」を実施。 ・青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、普及啓発、調査研究、教育的効果の高い自然体験活動プログラムの構築を図るとともに、青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰する「体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト」を実施。 ・地域の民間団体等が行う様々な体験活動や読書活動を支援する「子どもゆめ基金」助成事業を実施（独立行政法人国立青少年教育振興機構）。 	文部科学省
3-11		<p>⑪ こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」が、全国の学校等で実施されるよう、引き続き普及展開に向けた取組を支援する。（文部科学省）</p>	<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生命（いのち）の安全教育」の直近の取組状況を踏まえ、教材・指導の手引き等の更なる充実や必要な改善を実施。 ・改善した教材の周知を行うとともに、大学の教員養成課程で活用できる資料を作成。 	<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の都道府県や市区町村においてモデル地域を設定し、当該域内での全校実施を目指す教育委員会等の普及展開に関する取組を支援。 ・ワンストップ支援センター運営団体が教育委員会等と連携し、複数校で「生命（いのち）の安全教育」を実施する取組を支援。 	文部科学省
3-12		<p>⑫ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】</p>		<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究等の実施を委託する「人権教育研究推進事業」を実施。 ・学校における人権教育の更なる推進のため、「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」の改訂に向けた会議を設置し検討を開始。 ・令和7年6月に「人権教育推進研修」を、10月に「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育に関する関連法規等の周知や諸課題についての検討・分析等を行い、学校における人権教育の推進を企図。 ・社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を推進。 	文部科学省
3-13		<p>⑬ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員によるこどもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。（文部科学省）</p>	<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員定数については令和7年度予算において中学校における生徒指導担当教師の配置拡充、小学校35人学級の完成などに必要な定数改善を実施。 ・次期国会に令和8年度から中学校35人学級等を実施するための義務標準法改正法案を提出予定であり、令和8年度予算案において、その実施のために必要な経費を計上。 	<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月に「人権教育推進研修」を、10月に「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育に関する関連法規等の周知や諸課題についての検討・分析等を行い、学校における人権教育の推進を企図。 ・初任者研修では92.3%、中堅教諭等資質向上研修では72.6%の都道府県・政令指定都市・中核市教育委員会が、人権教育に係る研修を実施。（令和5年度教職員研修実施状況調査） ・令和8年1月に、各都道府県・指定都市教育委員会に対し、体罰や不適切な指導、児童生徒性暴力等を行った教育職員等に対して厳正な対処をするよう通知（令和8年1月28日付）を文科初第2106号文部科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長通知）。 	文部科学省

3-14		⑭ 人身取引に関して、ポスター等の作成・配布やSNSの活用等により、性的搾取の被害の申告先や相談窓口の周知を図るとともに、性的搾取の需要側への啓発を推進する。(内閣府、関係省庁) 【再掲】		【内閣府・関係省庁】 ・性的搾取の需要者及び被害者向けポスター、リーフレット等を作成し、地方公共団体、空港、港湾、大学・高専等、一般社団法人日本旅行業協会、IOM、その他の関係機関等に送付するとともに、鉄道駅構内でのポスター掲示や、SNSを用いたポスター・動画の発信を実施。 【外務省】 ・在外公館等において、内閣府や警察庁作成のポスターの掲示及びリーフレットの配布を通じて、潜在的な人身取引被害者に対する注意喚起を図った。	内閣府 関係省庁
3-15		⑮ 人身取引に関して、主な手口等に関する資料を作成し、警察庁ウェブサイト等を通じて被害防止広報を実施する。(警察庁) 【再掲】		【警察庁】 ・令和7年9月、人身取引に関する警察への通報を促す動画を作成し、主な手口等に関する資料と共に警察庁ウェブサイトに掲示するなど、被害防止広報を実施。	警察庁
3-16		⑯ 人身取引の解消に向けて、この問題についての関心と理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省) 【再掲】		【法務省】 ・「人身取引をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施。	法務省
3-17	(i) 相談・支援等	① 性犯罪・性暴力の被害者支援について、都道府県等に対する交付金の交付や、関係機関との連携の推進等により、各地域における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを中核とする支援体制の充実を図るとともに、子ども・若者を含む多様な被害者が相談しやすいよう、相談窓口の一層の周知やSNS等の活用を推進する。(内閣府、関係省庁) 【再掲】		【内閣府・関係省庁】 【再掲】 ・「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上を図り、都道府県等による被害者支援に係る取組の充実を図った。 ・全国共通番号「#8891(はやくワンストップ)」を周知するとともに、ワンストップ支援センターの通話料の無料化を行っている。 ・性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、夜間・休日等のワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して支援を実施する「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」を設置。 ・若年層等が相談しやすいよう性暴力に関するSNS相談「Cure time(キュアタイム)」を実施。	内閣府 関係省庁
3-18		② AV出演被害防止・救済法による出演被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、各地域における相談支援体制の整備を推進する。(内閣府) 【再掲】		【内閣府】 ・AV出演被害防止・救済法による出演被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等における被害者への相談支援の充実、SNSの活用等による広報啓発の継続的な実施。	内閣府
3-19		③ 暴力行為やいじめ、不登校などの課題の解決に向け、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置や「24時間子供SOSダイヤル」の実施など教育相談体制の充実を始めとする取組を推進する。また、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、必要に応じて出席停止制度等の適切な運用を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関の連携の下、適切に対応することができるよう、関係者から構成される組織を整備する等地域ぐるみの支援体制を整備していく。さらに、見守り活動などにより、学校における子どもの安全・安心を守るため、スクールガード・リーダーの配置を推進する。(子ども家庭庁、文部科学省)	【子ども家庭庁・文部科学省】 ・SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受け、暴力行為やいじめを行った児童生徒に対して懲戒や出席停止等の措置を含め、毅然とした対応を行っていただきたいこと等、児童生徒の安全・安心の確保のために緊急に取り組むべき事項等について、文部科学省から都道府県・指定都市教育委員会等に対して通知するとともに、子ども家庭庁から都道府県・指定都市子ども政策担当課に対しても、暴力行為やいじめを許容せず、子どもが声を上げられる環境の整備等について、依頼を行った。	【子ども家庭庁】 ・学校及び学校の設置者以外の首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証を実施。 【文部科学省】 ・様々な課題を抱える児童生徒に対して、関係機関と連携しつつ、必要な支援が行われるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや「24時間子供SOSダイヤル」等教育相談体制を充実。 ・都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を対象とした会議や教育委員会主催の研修会等における説明や通知の発出等を通じて、各学校・教育委員会等における、いじめや暴力行為等に対する適切な対応や取組を促進。 ・見守り活動などにより、学校における子どもの安全・安心を守るため、スクールガード・リーダーの配置、増員に向けた支援を実施。	子ども家庭庁 文部科学省

3-20		<p>④ 児童相談所、こども家庭センター等における相談支援体制の強化を図る。また、併せて「児童相談所虐待対応ダイヤル『189（いちはやく）』」や「親子のための相談LINE」等の運用・周知啓発により、ためらわずに児童相談所等に通告・相談ができるような環境を整備する。（こども家庭庁）</p>	<p>【こども家庭庁】 ・令和7年度よりこども家庭センターの設置や機能強化を併走的に支援する事業を実施。</p>	<p>【こども家庭庁】 ・母子保健と児童福祉の一体的なマネジメント体制の構築を図る市町村の相談支援機関に対し、必要となる人件費や整備等を助成し、こども家庭センターの設置を促進。 ・「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司の増員等による体制強化の取組をさらに進めた。また、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、「児童相談所虐待対応ダイヤル『189（いちはやく）』」や「親子のための相談LINE」等を運用しており、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」等の取組を通じ、その周知を行った。</p>	こども家庭庁
3-21		<p>⑤ スクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、被害児童等及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進する。（警察庁）</p>		<p>【警察庁】 スクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、被害児童等及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進。</p>	警察庁
3-22		<p>⑥ 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、低年齢児童を狙ったグループ等に対する取締りを強化するとともに、児童の被害の継続・拡大を防ぐため、児童ポルノの流通・閲覧防止対策や被害児童の早期発見及び支援に向けた取組を推進する。（警察庁）</p>		<p>【警察庁】 ・児童買春、児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反等、児童の性的搾取等事犯に対する取締りを推進するとともに、都道府県警察の積極的な捜査による、低年齢児童を狙った児童ポルノ愛好者グループによる事犯や児童ポルノ販売事犯等の悪質な児童ポルノ事犯に対する取締りの強化を実施。 ・徹底した証拠品押収により、児童ポルノ画像等の流通、拡散防止を図るとともに、証拠品の解析、精査を徹底し、潜在化した事案の解明と被害児童の保護を実施。</p>	警察庁
3-23		<p>⑦ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行う。また、被害少年のニーズや相談内容に応じた相談窓口を提供するシステムをウェブサイト上で運用するなど、被害少年やその保護者が相談しやすい環境を整備する。（警察庁）</p>		<p>【警察庁】 ・犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を実施。 ・相談内容等に応じた相談窓口を提供するシステム「子供の性被害等相談窓口案内ウェブサイト・びったり相談窓口」をウェブサイト上で運用し、被害少年やその保護者が相談しやすい環境の整備を実施。</p>	警察庁
3-24		<p>⑧ インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】</p>		<p>【総務省】 ・違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行った。</p>	総務省
3-25		<p>⑨ いじめや児童虐待等のこどもの人権問題について、「こどもの人権110番」、「こどもの人権SOSミニレター」、「こどもの人権SOS-eメール」、チャット人権相談といった多様なチャンネルを通じて、全国の法務局・地方法務局において相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）</p>		<p>【法務省】 ・いじめや児童虐待等のこどもの人権問題について、「こどもの人権110番」、「こどもの人権SOSミニレター」、「こどもの人権SOS-eメール」、チャット人権相談といった多様なチャンネルを通じて、全国の法務局・地方法務局において相談に対応。 ・人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を実施。</p>	法務省
3-26		<p>⑩ 保護者に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実を図る。（文部科学省）</p>		<p>【文部科学省】 ・地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による、保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応など、地域における家庭教育支援に関する取組を推進するため、補助事業等を実施。</p>	文部科学省

3-27			<p>① 人身取引に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）【再掲】</p>		<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身取引に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に対応。 ・人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を実施。 	法務省
4-1	高齢者	(7) 人権教育・啓発等	<p>① 高齢期の社会参加活動に関する広報・啓発を図る。（内閣府）</p>		<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会参加や世代間交流を促進するため、「みんなの「ふるさと」をつくる一多世代交流を通じた誰もが活躍できる地域づくり」をテーマに、令和7年10月に「高齢社会フォーラム」を熊本県熊本市で開催。 ・年齢に捉われず、自らの責任と能力において自由に生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており、令和7年度は、個人32人及び32団体を選考し、内閣府ホームページ等を通じて、社会参加活動等の事例を広く国民に紹介する事業を実施。 	内閣府
4-2			<p>② 高齢者の人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、国民一人一人の人権意識を高め、高齢者の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）</p>		<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者の人権を守ろう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布、啓発動画のYouTube法務省チャンネルでの配信等、各種人権啓発活動を実施。 ・現在、高齢者虐待や認知症をテーマとした高齢者の人権に関する啓発動画を作成中であり、本年度中に全国の法務局・地方法務局に配布するとともに、YouTube法務省チャンネルにおいて公開する予定。 	法務省
4-3			<p>③ 学校教育においては、地域等との連携を図りつつ、ボランティア活動や職場見学、職場（就業）体験等による高齢者との交流等を通じて、介護・福祉等の超高齢社会に関する課題や高齢者に対する理解を深められるよう努める。（文部科学省）</p>		<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育においては、学習指導要領に基づき、社会科等で少子高齢化の課題等について指導することとしており、こうした学習指導要領の趣旨について周知。また、学校における様々な体験活動の実施を支援する「健全育成のための体験活動推進事業」、「地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業」を実施。 	文部科学省
4-4			<p>④ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】</p>		<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究等の実施を委託する「人権教育研究推進事業」を実施。 ・学校における人権教育の更なる推進のため、「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」の改訂に向けた会議を設置し検討を開始。 ・令和7年6月に「人権教育推進研修」を、10月に「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育に関する関連法規等の周知や諸課題についての検討・分析等を行い、学校における人権教育の推進を企図。 ・社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を推進。 	文部科学省
4-5			<p>⑤ 高齢者虐待防止のための取組の一層の推進を図る。（厚生労働省）</p>		<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者権利擁護等推進事業の活用を通じ、都道府県・市町村における虐待防止の取組を推進。 ・「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和7年3月）」及び「身体拘束廃止・防止の手引き（令和7年3月）」の周知を通じた、啓発を実施。 	厚生労働省

4-6		⑥ 「敬老の日」、「老人の日」、「老人週間」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深めるための機会を提供する。（厚生労働省）		【厚生労働省】 ・令和7年9月15日の「老人の日」、同日から同月21日までの「老人週間」において、「国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」という趣旨にふさわしい行事が実施されるよう、関係団体等に対する支援、協力、奨励等を都道府県等に依頼。 ・また、内閣府、消防庁、全国社会福祉協議会等の主唱12団体と連携し、「老人の日・老人週間」に係る取組を推進。	厚生労働省
4-7		⑦ 学校教育及び社会教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めるための教育を推進する。（文部科学省、厚生労働省、関係省庁）		【文部科学省】 ・学校教育においては、学習指導要領に基づき、家庭科で認知症などに触れながら高齢者を取り巻く社会環境や介護等について理解すること等としており、こうした学習指導要領の趣旨について周知。 ・社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、認知症サポーターや認知症に関する基本情報について周知。 【厚生労働省】 ・地域や職域など全国で実施している認知症サポーターの養成を支援（認知症サポーター数は令和7年9月末時点で約1,653万人）。	文部科学省 厚生労働省 関係省庁
4-8		⑧ 認知症の人に関する正しい理解を深めるため、本人発信を含めた運動を展開する。（厚生労働省）	【厚生労働省】 ・令和7年6月21日～29日に、大阪・関西万博の公式イベント「HEALTH DESIGN 輝き、生きる。Live Brighter」で認知症に関する出展を行い、地域で認知症希望大使などの認知症の人の活動を紹介する映像や、認知症の人の視界を「疑似体験」できるVR体験などを通じて「新しい認知症観」について理解を促進する取組を実施。	【厚生労働省】 ・認知症基本法により制定された9月の「認知症の日」及び「認知症月間」に、普及啓発の一環としてポスター・リーフレットを作成して全国に周知するとともに、厚生労働省のホームページにおいて、全国各地の活動・イベント等を紹介。	厚生労働省
4-9	(4) 相談・支援等	① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】		【総務省】 ・違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行った。	総務省
4-10		② 高齢者に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局のほか、老人福祉施設等の社会福祉施設に臨時に開設する特設人権相談所において相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）		【法務省】 ・高齢者に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局のほか、老人福祉施設等の社会福祉施設に臨時に開設する特設人権相談所において相談に対応。 ・人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を実施。	法務省
4-11		③ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援等に関する情報提供の促進を図る。（厚生労働省）	【厚生労働省】 ・令和7年3月に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえ、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン（第2版）」を策定。	【厚生労働省】 ・全国担当課長会議等を活用し、自治体に対して、ガイドラインの周知や研修等での活用を依頼。	厚生労働省
5-1	障害者	(7) 人権教育・啓発等	① 「障害者週間」における各種行事を実施するとともに、一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進する。（内閣府）	【内閣府】 ・障害者週間に関して、以下の取組を実施 ①「障害者週間ポスター」及び「心の輪を広げる体験作文」を募集し、各都道府県等の推薦作品の作品展（12月3日～9日）と最優秀作品の表彰式（12月6日）を実施 ②①の作品展と同会場、障害の特性を体験して知っていただくためのブース等のワークショップや、最新のトピックを紹介するブースの出展。障害の特性を知っていただくためのパネル展示を実施（12月6日から7日まで） ③障害及び障害のある人に関する理解を促進するため、当事者団体等によるオンラインセミナーを内閣府HPで公開（12月3日から26日まで）	内閣府

5-2		<p>② 障害者差別解消法等の意義や趣旨、求められる取組等について幅広い国民の理解を深めるため、内閣府を中心に、関係省庁、地方公共団体、事業者、障害者団体等の多様な主体との連携により、同法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開するとともに、差別事例や合理的配慮の事例等を集集・整理してデータベース化し、ウェブサイト等を通じて公表するなどの取組を行う。（内閣府）</p>	<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法に基づく対応指針に関して、各府省庁に設置されている相談窓口の体制や周知状況の調査を実施。（令和7年9月開始）。 ・対応指針への業界団体や事業者における対応状況について調査を実施（令和8年1月開始）。 ・障害者団体等が行う障害特性の理解を図る啓発事業について取組の事例を集集し、一覽的に情報発信する（令和7年度中に開始予定）。 	<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年7月～8月、障害者差別解消法に基づく対応に関して、地方公共団体職員等を対象としたブロック研修会を6回開催。 ・令和8年3月、障害者差別解消法に基づく対応に関して、事業者を対象とした説明会を5回実施予定。 ・国や地方公共団体から収集した障害者差別解消に関する事例を分析し、障害者差別解消に関する事例データベースを内閣府ホームページに公表し、随時データベースの更新を行っている。 	内閣府
5-3		<p>③ 障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進める。また、障害者差別解消法では、事業者による合理的配慮の提供を義務付けているところであり、業種別に策定されている対応指針に基づき事業者において必要な取組が行われるよう、事業所管省庁と連携して普及啓発及び指導を行う。（内閣府、関係省庁）</p>	<p>【内閣府・関係省庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法に基づく対応指針に関して、各府省庁に設置されている相談窓口の体制や周知状況の調査を実施。（令和7年9月開始） ・対応指針への業界団体や事業者における対応状況について調査を実施。（令和8年1月開始） ・障害当事者の参画の下、障害当事者の実体験や具体的事例等を含めた障害者差別に係る教材を作成。 ・令和7年2月から3月に、全ての幹部職員を対象とする障害者差別の理解促進研修を実施。 	<p>【内閣府・関係省庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての省庁において障害者差別解消法に基づく対応要領について、毎年1回以上、全職員に周知することとしている（今後フォローアップ予定）。 ・令和7年7月～8月、障害者差別解消法に基づく対応に関して、地方公共団体職員等を対象としたブロック研修会を6回開催。 ・令和8年3月、障害者差別解消法に基づく対応に関して、事業者を対象とした説明会を5回実施予定。 	内閣府 関係省庁
5-4		<p>④ 旧優生保護法等の検証を踏まえた人権教育の教材を作成し、学校教育において活用を図るとともに、同教材を講演会等の人権啓発活動にも活用する。（こども家庭庁、法務省、文部科学省）</p>	<p>【こども家庭庁・法務省・文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧優生保護法の検証については現在行われているところ、その検証の結果を踏まえ、関係省庁間で検討をしていく。 	<p>【こども家庭庁・法務省・文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧優生保護法の検証については現在行われているところ、その検証の結果を踏まえ、関係省庁間で検討をしていく。 	こども家庭庁 法務省 文部科学省
5-5		<p>⑤ 障害者に対する偏見・差別や障害者を排除しようとする優生思想のない社会の実現を目指し、社会福祉協議会等と連携して、地域の実情に応じて障害当事者の参画を得つつ、国民一人一人の人権意識を高め、「障害の社会モデル」に基づき障害者の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）</p>		<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の法務局・地方法務局においては、例えば、障害当事者の方を講師に招き、車いすバスケットボール体験と人権擁護委員による人権教室とを組み合わせた人権啓発活動を実施するなど、社会福祉協議会等と連携し、障害のある方の参画を得ながら、障害のある方々への理解を深めるための人権啓発活動を実施。 ・法務省においては、令和7年11月から令和8年2月にかけて、障害のある人の人権に関するものを含む、共生社会の実現をテーマとしたインターネット広告を、また、人権週間に合わせて、障害者差別解消法に関するインターネット広告を実施したほか、令和8年2月には、「『あなた』と『わたし』がつながるシンポジウム～『気づき』がつくる共生社会～」と題して、障害の疑似体験も交えつつ『障害の社会モデル』や「心のバリアフリー」について理解を深めてもらうためのオンラインシンポジウムを障害のある方の参画を得て開催。 	法務省
5-6		<p>⑥ 障害者権利条約に関し、関係府省庁とも連携し、障害当事者を含む国民全体に対し、同条約の概要や意義等について、分かりやすく、利用しやすいパンフレットやウェブサイトを通じた広報を行う。（外務省）</p>		<p>【外務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約の概要や意義等について、引き続き利用しやすいパンフレットやウェブサイトを通じて、障害当事者を含む国民全体に対する周知に取組んだ。 	外務省

5-7	<p>⑦ 障害のあるこどもの自立と社会参加に向けて、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪としたインクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。また、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、各学校において、合理的配慮が適切に提供されるよう取組を進める。加えて、「交流及び共同学習」を各学校で推進するための取組等を通して、学校の教育活動全体を通じて障害に対する理解の促進を図る。（文部科学省）</p>		<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人一人の教育的ニーズに応じて、障害のある子供が通常の学級でも学べるよう、ICT機器の活用や必要な合理的配慮の提供、通級による指導を充実させるための担当教員の基礎定数化、外部専門家や特別支援教育支援員の配置などの環境の整備を推進。 令和6年度より実施している「インクルーシブな学校運営モデル事業」において、特別支援学校と小中等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指した実証的な研究を実施。 学校等において合理的配慮の内容を決定する際の参考となるよう、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を示した対応指針を引き続き周知。 障害のある子供と障害のない子供が触れあい、共に活動する「交流及び共同学習」を各学校等で推進するためのガイドの周知や、優れた実践事例を動画により紹介するほか、授業等で活用できる「心のバリアフリーノート」の公表等の取組を通じて、障害者理解教育を促進。 	文部科学省
5-8	<p>⑧ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】</p>		<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究等の実施を委託する「人権教育研究推進事業」を実施。 学校における人権教育の更なる推進のため、「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」の改訂に向けた会議を設置し検討を開始。 令和7年6月に「人権教育推進研修」を、10月に「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育に関する関連法規等の周知や諸課題についての検討・分析等を行い、学校における人権教育の推進を企図。 社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を推進。 	文部科学省
5-9	<p>⑨ 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実を図る。（文部科学省）</p>	<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年3月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）」を厚生労働省とともに策定。（対象期間：令和7年度から令和11年度まで） 	<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の生涯学習プログラムの開発や、体制整備等に関する実践研究等を委託事業として実施。 令和7年12月に、「令和7年度『障害者の生涯学習支援活動』に係る文部科学大臣表彰式」を開催。 読書バリアフリーに関する調査研究や普及啓発活動等を実施。 	文部科学省
5-10	<p>⑩ 「身体障害者補助犬法」の趣旨及び補助犬の役割等について一層の周知を図る。（厚生労働省）</p>		<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省主催で身体障害者補助犬啓発イベントを実施。また「ほじょ犬リーフレット」や「ほじょ犬ステッカー」を用いて主に一般の方々への周知・啓発を行った。 	厚生労働省
5-11	<p>⑪ 地域住民等に対して精神保健福祉に関する知識の普及等を行う「精神保健福祉普及運動」等を活用して、精神疾患についての正しい理解の促進に向けた情報発信を推進する。（厚生労働省）</p>		<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年12月7日（日）に第72回精神保健福祉全国大会を実施。 	厚生労働省
5-12	<p>⑫ 毎年4月2日の「世界自閉症啓発デー」に、一般社団法人日本自閉症協会及び厚生労働省の主催で東京タワーをブルーライトアップするなど、自閉症を始めとした発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための取組を推進する。（厚生労働省）</p>		<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年4月2日（水）に東京タワーでブルーライトアップ及び、点灯式を実施。 また、啓発ポスター等の配布をし、一般の方々への周知・啓発を行った。 	厚生労働省
5-13	<p>⑬ 障害のある人の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある人に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として、「全国障害者技能競技大会」（全国アビリンピック）を開催する。（厚生労働省）</p>		<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年10月17日（金）から19日（日）までの3日間にわたり、愛知県常滑市（会場：愛知県国際展示場）において開催。 	厚生労働省

5-14		⑭ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の一層の広報・啓発を図るほか、地方公共団体が関係機関との連携の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等を行えるよう、障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援事業費等補助金）等を通じて、支援体制の強化や地域における関係機関等との協力的体制の整備等を図るとともに、障害のある人の権利擁護に係る各都道府県における指導的役割を担う者の養成研修等の実施を推進する。（厚生労働省）		【厚生労働省】 ・令和7年9月に障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修を実施。	厚生労働省
5-15	(2) 相談・支援等	① 障害者差別解消法に基づき、地方公共団体職員を対象とするブロック研修を通じて相談対応を担う人材育成に係る研修の実施を支援する。また、障害者、事業者等からの相談に対して、法令の説明や地方公共団体等の適切な相談窓口につなぐ役割を担う相談窓口を開設し、どの相談窓口等においても対応されないという事態が生じることがないように取り組む。（内閣府）	【内閣府】 ・令和7年度、障害者、事業者、地方公共団体等からの相談に対して、適切な相談窓口につなぐ役割を担う相談窓口（令和6年度までは試行実施）。 ・令和7年9月から、これまで実施していた電話・メールによる相談に加え、相談フォームや電話リレーサービスからの相談を受け付ける手話リンクを含むつなぐ窓口の専用のサイトを新設。		内閣府
5-16		② インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】		【総務省】 ・違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行った。	総務省
5-17		③ 障害者に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局のほか、障害者支援施設等の社会福祉施設に臨時に開設する特設人権相談所において、障害特性や程度に応じて円滑に意思疎通を図ることができるよう、相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。その際、人権侵害性の有無にかかわらず、事案に応じた障害者差別解消法の趣旨を踏まえたより望ましい対応を提示するなど、積極的に啓発を行う。（法務省）		【法務省】 ・障害者に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局のほか、障害者支援施設等の社会福祉施設に臨時に開設する特設人権相談所において、障害特性や程度に応じて円滑に意思疎通を図ることができるよう、相談に対応。 ・人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を実施。 ・人権侵害事件の調査及び措置において、人権侵害性の有無にかかわらず、事案に応じて障害者差別解消法の趣旨を踏まえたより望ましい対応を提示するなど、積極的な啓発を実施。	法務省
6-1	部落差別（同和問題）	(7) 人権教育・啓発等 ① 部落差別（同和問題）の解消を推進し、もって部落差別（同和問題）のない社会の実現に向けて、国民一人一人の人権意識を高め、部落差別（同和問題）を解消する必要性に対する理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）		【法務省】 ・「部落差別（同和問題）を解消しよう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施。	法務省
6-2		② 地方公共団体が講ずる部落差別（同和問題）の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う。（法務省）		【法務省】 ・全国50の法務局・地方法務局を事務局として、「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、随時、部落差別（同和問題）の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を実施。	法務省
6-3		③ 部落差別（同和問題）の解消の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を推進する。（法務省、関係府省庁）		【法務省・関係省庁】 ・令和8年2月、「えせ同和行為」の排除に向け、「えせ同和行為対策中央連絡協議会幹事会」を実施し、政府一体となってえせ同和行為の排除に向け、啓発等の取組を実施。	法務省 関係府省庁

6-4		④ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。(文部科学省) 【再掲】		【文部科学省】 ・学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究等の実施を委託する「人権教育研究推進事業」を実施。 ・学校における人権教育の更なる推進のため、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の改訂に向けた会議を設置し検討を開始。 ・令和7年6月に「人権教育推進研修」を、10月に「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育に関する関連法規等の周知や諸課題についての検討・分析等を行い、学校における人権教育の推進を企図。 ・社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を推進。	文部科学省
6-5		⑤ 社会的身分又は門地などの不合理な理由で就職の機会が制限されることを防ぐため、適性と能力に基づいた公正な採用選考システムの確立が図られるための取組を推進する。(厚生労働省)		【厚生労働省】 ・厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークを通じた雇用主に対する周知・啓発を実施。	厚生労働省
6-6		⑥ 第二種社会福祉事業を行う隣保館においては、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を行い、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、更なる啓発活動を推進する。(厚生労働省)		【厚生労働省】 ・各隣保館において、地域住民に対し、生活上の各種相談を始め、人権問題に対する理解を深めるための広報・啓発活動を実施。	厚生労働省
6-7		⑦ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている部落差別(同和問題)を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁業等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。(農林水産省)		【農林水産省】 ・農林漁業団体の職員等を対象に人権意識の向上を図るために実施する人権問題に関する啓発活動(人権問題啓発に関する研修会や会議の開催・人権問題啓発のためのパンフレット等の啓発資料の作成・配布等)を支援。	農林水産省
6-8		⑧ 中小企業・小規模事業者等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、部落差別(同和問題)を含む人権問題への理解を深めるための啓発事業を実施する。(経済産業省)		【経済産業省】 ・健全な経済活動の振興を促進するため、中小企業等を対象とした人権啓発セミナー・講演会の開催、パンフレット等の作成等を通じた啓発事業を実施。	経済産業省
6-9		⑨ 不動産業界に対し、機会を捉え、教育・啓発活動の一層の推進、事業者に対する周知徹底・指導等を要請するとともに、宅地建物取引士の法定講習等において、部落差別(同和問題)を含めた宅地建物取引業における人権問題に関する教育・啓発を実施する。(国土交通省)		【国土交通省】 ・宅地建物取引士の法定講習科目に人権問題を設定し、部落差別(同和問題)を含めた宅地建物取引業における人権問題に関する教育・啓発を実施。	国土交通省
6-10	(イ) 相談・支援等	① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省) 【再掲】		【総務省】 ・違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行った。	総務省

6-11			<p>② 部落差別（同和問題）をめぐる人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。このうち、インターネット上で特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報については、人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるとの考えの下、原則として削除要請等の措置を講ずる。（法務省）</p>		<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部落差別（同和問題）をめぐる人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に対応。 ・人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を実施。 ・人権侵害の疑いのある事案のうち、インターネット上で特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報については、人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるとの考えの下、原則として削除要請等の措置を実施。 	法務省
6-12			<p>③ 第二種社会福祉事業を行う隣保館においては、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を行い、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、更なる啓発活動を推進する。（厚生労働省）</p> <p>【再掲】</p>		<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各隣保館において、地域住民に対し、生活上の各種相談を始め、人権問題に対する理解を深めるための広報・啓発活動を実施。 	厚生労働省
7-1	アイヌの人々	(ア) 人権教育・啓発等	<p>① アイヌ施策推進法に基づき、アイヌ施策の総合的な推進を図る。（内閣官房）</p>	<p>【内閣官房】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ施策推進法附則第9条に基づき、法施行5年後の検討に資するため、アイヌ施策推進法の施行状況について説明した上で、アイヌの人々の意見等を広く伺う意見交換会を開催。人権教育や人権相談、人権啓発事業を充実すべきという主旨のご意見を頂いた。 ・令和7年4月25日、アイヌに対する理解度に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とすべく実施した「国民のアイヌに対する理解度についての意識調査」の調査結果を公表。同調査では、「アイヌの人々への理解を深めるための啓発・広報活動」や「アイヌの歴史・文化の知識を深めるための学校教育」を重点的に取り組むべきと考えている方は、全国・北海道ともに約半数～60%を占めた。 	<p>【内閣官房】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年12月13日に開催した第16回アイヌ政策推進会議（座長：アイヌ施策担当大臣）にて報告した法施行5年後の検討結果において、力点を置いて取り組む施策として、人権啓発活動の拡充・支援、人権相談等に係る体制の継続を位置付けた。 ・アイヌ政策推進交付金を活用した市町村による、差別・偏見等の解消、アイヌ文化の発信に向けた各種展示や講演会の実施。 	内閣官房
7-2			<p>② アイヌの人々に対する偏見や差別を解消し、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を目指して、国民一人一人の人権意識を高め、アイヌの人々に対する理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）</p>		<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、アイヌの人々の人権に関する啓発動画をYouTube法務省チャンネルで配信するなどの各種人権啓発活動を実施。 ・令和7年8月、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を目指して、政府広報ラジオにおいて、啓発活動を行った。 ・令和7年8月から11月までの間、アイヌの人々に対する国民の理解を促すよう、インターネット広告を実施。 	法務省
7-3			<p>③ アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及啓発を図るための施策を推進する。（文部科学省、国土交通省）</p>		<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウボボイ（民族共生象徴空間）を拠点として、アイヌ文化の復興・創造及び国民理解を促進。 ・公益財団法人アイヌ民族文化財団が実施する、アイヌ文化の振興等のための各種施策（アイヌ語の振興、アイヌ文化の伝承者育成等）への補助を実施。 <p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウボボイ（民族共生象徴空間）を拠点として、アイヌ文化の復興・創造及び国民理解の促進を図る。 ・アイヌ施策推進法に基づく指定法人である（公財）アイヌ民族文化財団が実施するアイヌの伝統等に関する普及啓発等の事業に対し、助成等を行う。 	文部科学省 国土交通省
7-4			<p>④ 学校教育では、アイヌの人々について、社会科学等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的な人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。（文部科学省）</p>		<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月に「人権教育推進研修」を、10月に「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育に関する関連法規等の周知や諸課題についての検討・分析等を行い、学校における人権教育の推進を企図。 	文部科学省

7-5		⑤ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。(文部科学省)	【文部科学省】 ・令和7年6月、基本計画を踏まえた人権教育等が一層適切に行われるよう、各高等教育機関等に通知。(令和7年6月30日付け文部科学省総合教育政策局通知第636号)	【文部科学省】 ・北海道の大学を中心に、アイヌ語等に関する授業科目が開設されるなど、アイヌ語等に関する教育・研究を実施。	文部科学省
7-6		⑥ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。(文部科学省) 【再掲】		【文部科学省】 ・学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究等の実施を委託する「人権教育研究推進事業」を実施。 ・学校における人権教育の更なる推進のため、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の改訂に向けた会議を設置し検討を開始。 ・令和7年6月に「人権教育推進研修」を、10月に「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育に関する関連法規等の周知や諸課題についての検討・分析等を行い、学校における人権教育の推進を企図。 ・社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象とした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を推進。	文部科学省
7-7		⑦ 生活館において、アイヌの人々の生活相談に応じるとともに、周辺地域の住民への人権問題に関する理解を深めるための啓発活動等を推進する。(厚生労働省)		【厚生労働省】 ・各生活館において、地域住民に対し、生活上の各種相談を始め、アイヌの人々に対する理解を深めるための広報・啓発活動を実施。	厚生労働省
7-8	(4) 相談・支援等	① アイヌ施策推進法に基づき、アイヌ施策の総合的な推進を図る。(内閣官房) 【再掲】	【内閣官房】 ・令和7年12月24日、内閣官房HP内に「アイヌの方々に対する誹謗中傷等インターネット上の書き込み等に関する相談・連絡窓口」のページを作成し、公開。	【内閣官房】 ・令和7年12月13日に開催した第16回アイヌ政策推進会議(座長：アイヌ施策担当大臣)にて報告した法施行5年後の検討結果において、力点を置いて取り組む施策として、人権啓発活動の拡充・支援、人権相談等に係る体制の継続を位置付けた。	内閣官房
7-9		② インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省) 【再掲】		【総務省】 ・違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行った。	総務省
7-10		③ アイヌの人々に対する差別等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。(法務省)		【法務省】 ・アイヌの人々に対する差別等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に対応。 ・人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を実施。	法務省
7-11		④ 生活館において、アイヌの人々の生活相談に応じるとともに、周辺地域の住民への人権問題に関する理解を深めるための啓発活動等を推進する。(厚生労働省) 【再掲】		【厚生労働省】 ・各生活館において、地域住民に対し、生活上の各種相談を始め、アイヌの人々に対する理解を深めるための広報・啓発活動を実施。	厚生労働省

7-12			⑤ 北海道内に限らず存在するアイヌの人々からの生活上の悩みに関する電話相談に対応する生活相談充実事業（アイヌの人々のための電話相談事業）を通じて、不安や孤独感の解消を図るとともに、必要に応じ、地方公共団体、人権関係諸団体、アイヌ関係団体等へ紹介等を行う。（厚生労働省）		【厚生労働省】 ・フリーダイヤルを開設し、全国のアイヌの方々の悩み、嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などの相談を実施。	厚生労働省
8-1	外国人	(7) 人権教育・啓発等	① 外国人に対する偏見や差別を解消し、全ての人が互いの文化、宗教、生活習慣等における多様性を理解し、尊重し合う共生社会の実現を目指して、国民一人一人の人権意識を高め、外国人の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）		【法務省】 ・「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施。 ・令和7年11月から令和8年2月までの間、外国人の人権に関するものを含む、共生社会の実現に関するインターネット広告を実施。	法務省
8-2			② 出入国在留管理庁において、政府が日本人と外国人との共生社会を築くために進める取組について掲載した「HarmoniUP!」を作成・公表することにより、お互いが人権を尊重する共生社会の実現のための意識の醸成に努める。（法務省）		【法務省】 ・令和8年1月に「HarmoniUP!」Vol.3を作成し、日本人と外国人との共生社会実現に向けた取組を周知するため、各イベント等において配布している。	法務省
8-3			③ 毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」として定め、法務省を始め、関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等が連携・協力し、外国人との共生社会の実現に向けた意識醸成に係る啓発活動、情報発信等を全国で実施することにより、外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸成・理解の促進に努める。（法務省、関係省庁）		【法務省・関係省庁】 ・令和8年1月にライフ・イン・ハーモニー推進月間を実施し、様々な関係機関と連携・協力しながら積極的な周知・広報を実施。 ・同月間を中心に、小中高生等を対象とした出前講座を実施。 ・令和8年1月18日に東京都渋谷区内所在の渋谷ストリームホールにおいて、啓発イベント「オール・トゥギャザー・フェスティバル」を開催。	法務省 関係省庁
8-4			④ 政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせて、毎年6月を「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」として定め、国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体等に、不法就労対策のほか、外国人を受け入れるに当たった留意点等の啓発活動を行っており、引き続き同活動を推進する。（法務省、関係省庁）		【法務省・関係省庁】 ・「外国人労働者問題啓発月間」において、事業主等を始め広く国民一般に対して、外国人の不法就労防止などの外国人の雇用の際の留意点について、「外国人の適正な雇用にご協力ください」リーフレットを配布し、周知・啓発を実施。 【厚生労働省】 ・令和7年6月に「外国人雇用啓発月間」を実施。	法務省 関係省庁
8-5			⑤ 学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を充実させるとともに、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む。（文部科学省）	【文部科学省】 ・外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議を設置し、今後の取り組むべき施策等について議論がされているところであり、同会議での議論も踏まえ、更なる教育の充実方策について検討。	【文部科学省】 ・日本語指導に必要な教員定数の着実な改善や支援員の配置等による受入れ体制の整備、就学促進に取り組む自治体への支援を実施。	文部科学省
8-6			⑥ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】		【文部科学省】 ・学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究等の実施を委託する「人権教育研究推進事業」を実施。 ・学校における人権教育の更なる推進のため、「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」の改訂に向けた会議を設置し検討を開始。 ・令和7年6月に「人権教育推進研修」を、10月に「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育に関する関連法規等の周知や諸課題についての検討・分析等を行い、学校における人権教育の推進を企図。 ・社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を推進。	文部科学省

8-7		⑦ 人身取引に関して、ポスター等の作成・配布やSNSの活用等により、性的搾取の被害の申告先や相談窓口の周知を図るとともに、性的搾取の需要側への啓発を推進する。（内閣府、関係省庁） 【再掲】		【内閣府】 ・性的搾取の需要者及び被害者向けポスター、リーフレット等を作成し、地方公共団体、空港、港湾、大学・高専等、一般社団法人日本旅行業協会、IOM、その他の関係機関等に送付するとともに、鉄道駅構内でのポスター掲示や、SNSを用いたポスター・動画の発信を実施 【外務省】 在外公館等において、内閣府や警察庁作成のポスターの掲示及びリーフレットの配布を通じて、潜在的な人身取引被害者に対する注意喚起を図った。	内閣府 関係省庁
8-8		⑧ 人身取引に関して、主な手口等に関する資料を作成し、警察庁ウェブサイト等を通じて被害防止広報を実施する。（警察庁） 【再掲】		【警察庁】 ・令和7年9月、人身取引に関する警察への通報を促す動画を作成し、主な手口等に関する資料と共に警察庁ウェブサイトに掲示するなど、被害防止広報を実施。 ・警察等に情報提供や被害申告をするよう多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、これをウェブサイトに掲示するとともに、関係機関等を通じて周知。 ・国内の国際空港において、リーフレットデータを使用したデジタルサイネージを放映。	警察庁
8-9		⑨ 人身取引の解消に向けて、この問題についての関心と理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省） 【再掲】		【法務省】 ・「人身取引をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施。	法務省
8-10		⑩ 我が国で認知された外国人人身取引被害者に対しては、国際機関を通じ、帰国支援及び帰国後の社会復帰支援事業を実施する。また、外国人被害者の相談窓口等を記載した警察庁作成のリーフレットや内閣府作成のポスター及びリーフレットを在外公館等に配布し、人身取引の啓発と被害者の認知促進に努める。（外務省）		【外務省】 国際移住機関（IOM）を通じて日本で人身取引被害にあった外国人に対する帰国支援、社会復帰支援を実施。 在外公館等において、内閣府や警察庁作成のポスター掲示及びリーフレット配布を通じて、潜在的な人身取引被害者に対する注意喚起を図った。	外務省
8-11	(f) 相談・支援等	① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省） 【再掲】		【総務省】 ・違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行った。	総務省
8-12		② 日本語を自由に話すことが困難な外国人等からの人権相談については、全国の法務局・地方法務局において、多言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」、「外国語インターネット人権相談受付窓口」及び「外国人のための人権相談所」を設置して相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）		【法務省】 ・日本語を自由に話すことが困難な外国人等からの人権相談については、全国の法務局・地方法務局において、多言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」、「外国語インターネット人権相談受付窓口」及び「外国人のための人権相談所」を設置して相談に対応。 ・人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を実施。	法務省
8-13		③ 人身取引に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省） 【再掲】		【法務省】 ・人身取引に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に対応。 ・人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を実施。	法務省
8-14		④ 女性相談支援センター等により人身取引被害女性への保護を行い、安全の確保及び心身の健康状態に配慮した心理的ケア等の対応を行うとともに、外国人被害者である場合には、出身国の大使館や外国人支援を行う民間団体、IOM等の関係機関等と連携・協力を図りながら、言葉の問題や生活習慣、食事の違いにも適切に対応し、きめ細かい支援を図る。（厚生労働省）		【厚生労働省】 ・女性相談支援センターでは、各関係機関と連携し、国籍・年齢を問わず、人身取引被害女性の保護を行い、その宗教的生活や食生活を尊重した衣食住の提供、居室や入浴・食事への配慮、夜間警備体制の整備のための警備員の配置を実施するなど、その充実を図っている。 また、女性相談支援センターにおいて一時保護を行った被害者に対し、生活支援や通訳支援、医療ケア等を行っている。	厚生労働省

9-1	本邦外出身者に対する不当な差別的言動	(7) 人権教育・啓発等	① 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現を目指して、どのような言動がヘイトスピーチに該当し得るかについて情報提供・共有を行うことの重要性に留意しつつ、ヘイトスピーチはあってはならないことへの理解を促進するための人権啓発活動を推進する。(法務省)		<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年6月に、政府広報オンライン広報誌において、ヘイトスピーチをめぐる現状や解消に向けた日本の取組などを紹介。 令和7年6月から9月まで、ヘイトスピーチに関するインターネット広告を実施。 令和7年8月に、スポーツ大会等の場面において、インターネット上で差別的な投稿がされていることを踏まえ、不当な差別的言動は許されない旨のSNS投稿を実施。 令和7年11月に、関係省庁及びヘイトスピーチ対策に取り組む地方公共団体の協力を得て「ヘイトスピーチ対策専門部会」を開催。 令和7年12月に、地方公共団体職員向けのヘイトスピーチに関するデジタル教材を制作。 	法務省
9-2			② ヘイトスピーチの解消に向けた人権教育を実施するに当たっては、社会科などと連携することも重要であることを踏まえ、人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。(文部科学省) 【再掲】		<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究等の実施を委託する「人権教育研究推進事業」を実施。 学校における人権教育の更なる推進のため、「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」の改訂に向けた会議を設置し検討を開始。 令和7年6月に「人権教育推進研修」を、10月に「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育に関する関連法規等の周知や諸課題についての検討・分析等を行い、学校における人権教育の推進を企図。 社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を推進。 	文部科学省
9-3		(4) 相談・支援等	① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省) 【再掲】		<p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行った。 	総務省
9-4			② ヘイトスピーチによる被害等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。このうち、集団等に対する不当な差別的言動に係る事案を認知した場合においても、事案に応じた適切な対応を行う。(法務省)		<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ヘイトスピーチによる被害等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に対応。 人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を実施。 人権侵害の疑いのある事案のうち、特定の国籍や民族等の集団等に対する不当な差別的言動に係る事案を認知した場合においても、事案に応じた適切な対応を実施。 	法務省
10-1	感染症の患者等	(7) HIV感染者等	① HIV感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、「世界エイズデー」の開催等を通じて、HIV感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別意識を解消し、HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省、厚生労働省)	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施。 令和7年11月10日に後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針を改正。 	法務省 厚生労働省	
10-2			② 学校教育においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材の周知や教職員の研修を推進する。(文部科学省)		<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領に基づき、学校において、エイズについて正しく理解するよう指導するとともに、エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくす内容を含む教材を周知。 	文部科学省

10-3	肝炎ウイルス感染者	① 肝炎に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、「日本肝炎デー」の開催等を通じて、肝炎についての正しい知識の普及を図ることにより、肝炎ウイルス感染者等に対する偏見や差別意識を解消し、肝炎及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省、厚生労働省)		【法務省】 ・「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施。 【厚生労働省】 ・令和7年8月4日に「日本肝炎デー」に合わせた普及啓発イベントとして、「知って、肝炎プロジェクト健康デー2025」を開催。	法務省 厚生労働省
10-4		② 集団予防接種によるB型肝炎ウイルスの感染拡大の経緯・歴史等を学び、肝炎ウイルス感染者・患者に対する偏見・差別をなくすことを目的として、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を全国の中学3年生の教員向けに配布・周知する。あわせて、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護士が本副読本を用いて実施している「患者講義(集団予防接種によりB型肝炎に感染した患者等を講師として派遣し被害者の声を伝える活動)」について、全国の中学校に周知する。(文部科学省、厚生労働省)		【文部科学省・厚生労働省】 ・令和7年8月に、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を全国の中学3年生の教員に対し配布。 ・令和7年8月に、副読本の送付に関する情報と併せて、患者講義の実施について全国の中学校に対し事務連絡にて周知を実施。 ・集団予防接種によるB型肝炎感染者・患者に対する偏見・差別の解消に向けた正しい知識を伝えるため、HP等での情報発信を行っている。	文部科学省 厚生労働省
10-5		③ 感染症患者に対する偏見・差別や人権をテーマとした調査研究事業を行い、研究の成果を踏まえた上で、肝炎患者等に対する偏見・差別の解消に向けた取組を推進する。(厚生労働省)		【厚生労働省】 ・肝炎患者等からの相談事例の分析、肝炎患者等の置かれた状況について考えるシンポジウムの開催、中高生を主な対象とした肝炎ウイルス患者に対する偏見・差別や人権をテーマとした模擬授業の実施。	厚生労働省
10-6	(7) 新型インフルエンザ等の感染者等	① 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。(内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省)	【内閣官房】 ・令和7年11月作成・公表の感染症対策に係るQ&A冊子「いまから備える次の感染症危機」において、感染症に関する不当な差別や偏見についての事例や相談方法等について紹介し、同冊子を関係省庁や都道府県等に周知。 【法務省】 ・令和8年2月に、内閣官房内閣危機感染症危機管理統括庁が作成した感染症対策に係る各種リーフレット等について、全国の法務局・地方法務局に対して周知。 【文部科学省】 ・令和7年4月に、内閣官房内閣危機感染症危機管理統括庁が作成した感染症対策に係る各種リーフレット等について、各都道府県教育委員会等に対して周知。	【内閣官房】 ・令和6年12月作成・公表のリーフレット「感染症に関する偏見や差別をなくしましょう」について、継続して、関係省庁や都道府県に周知するとともに、統括庁公式X等を通じて発信。 【法務省】 ・「感染症に関連する偏見や差別をなくしましょう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施。 【厚生労働省】 ・感染症は、誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等がないよう、発出や提出をする情報、啓発ツールの表現に配慮した上で、引き続き広報活動を実施。	内閣官房 法務省 文部科学省 厚生労働省
10-7		② 学校教育においては、感染症の予防の教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材の周知や教職員の研修を推進する。(文部科学省)		【文部科学省】 ・学習指導要領に基づき、学校において、感染症について正しく理解するよう指導するとともに、感染症の内容を含む教材を周知。	文部科学省
10-8	(E) (7)から(9)までに共通(人権教育・啓発等)	人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。(文部科学省) 【再掲】		【文部科学省】 ・学校・家庭・地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究等の実施を委託する「人権教育研究推進事業」を実施。 ・学校における人権教育の更なる推進のため、「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」の改訂に向けた会議を設置し検討を開始。 ・令和7年6月に「人権教育推進研修」を、10月に「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育に関する関連法規等の周知や諸課題についての検討・分析等を行い、学校における人権教育の推進を企図。 ・社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を推進。	文部科学省

10-9		(オ) (7)から(ウ)までに 共通 (相談・支援等)	① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省) 【再掲】		【総務省】 ・違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行った。	総務省
10-10			② 感染症に関連する偏見や差別等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。(法務省)		【法務省】 ・感染症に関連する偏見や差別等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に対応。 ・人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を実施。	法務省
11-1	ハンセン病患者・元患者及びその家族	(7) 人権教育・啓発等	① ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見・差別のない社会の実現に向けて、ハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者及びその家族が置かれている現状等への理解を深めるための人権教育・啓発を推進する。また、ハンセン病問題に関する人権教育・啓発を行うに当たっては、かつて国が採った強制隔離政策が誤りであったことを明確に認め、関係省庁が連携・協力して推進する。その上で、ハンセン病問題に関する普及啓発活動等(ハンセン病資料館の運営等を含む。)については、正しい知識の普及にとどまらず、偏見や差別意識が長年の強制隔離政策によって作出・助長されたことに留意し、教育・啓発活動に参加する者がハンセン病問題を自分の課題として捉えられるよう工夫し、当事者性の意識付けを図るとともに、ハンセン病患者やその家族等の当事者からの語りを重視した普及啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、学校や社会が偏見や差別の加害現場となったことを踏まえ、啓発資料の適切な活用等により当事者性の意識付けを図る。(法務省、厚生労働省、文部科学省)	【厚生労働省】 ・令和7年8月の全国の中学校向けのパンフレット送付に合わせ、各学校においてそのまま授業で使える授業動画を新たに作成し、配布。 ・国立ハンセン病資料館等において、新たに特別企画展「ハンセン病問題と家族」の実施と家族の証言集を作成。	【法務省】 ・「ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布、啓発動画のYouTube法務省チャンネルでの配信等、各種人権啓発活動を実施。 ・ハンセン病問題に関する偏見・差別の解消と正しい知識の普及啓発を目的として、毎年シンポジウムを開催しており、本年度は令和7年7月に開催した。シンポジウムでは、ハンセン病元患者やその家族等の当事者の方々の話のほか、参加者等に当事者性の意識付けを図るため、架空の感染症が発生した場合を想定し、学校生活等における具体的な事例を基にした意見交換(ロールプレイングシヨップ)を実施。 ・令和7年7月及び同年12月の人権週間に合わせて、ハンセン病問題に関する啓発動画を活用したインターネット広告を実施。 【文部科学省】 ・令和7年12月に、関係省庁間の連携の下で一体的に施策を進めるため、法務省、文部科学省及び厚生労働省の3省連名で、ハンセン病問題に関する教育の更なる推進を目的とした通知を発出。同通知において、啓発資料や当事者を講師として派遣する事業等の周知を行い、学校や社会教育等の場における活用を呼びかけ。 【厚生労働省】 ・令和7年6月19日に「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典を実施。 ・令和7年8月に全国の中学校向けにパンフレットを送付及び国立ハンセン病資料館学芸員による出張講座の実施。 ・令和8年2月23日に第25回ハンセン病問題に関するシンポジウム(人権フォーラム2026)を実施。 ・国立ハンセン病資料館等において、常設展示に加え例年特別企画展を開催(令和7年度は「療養所の少年による家族への手紙」「戦争とハンセン病を取り上げたギャラリー展、ミュージアムトーク」等を実施。) ・講師等派遣事業等により、入所者や元患者家族による講演・語りを実施。 ・都道府県等地方自治体が行う普及啓発事業、シンポジウム開催などの効果的な取組等を支援する助成事業を実施。	法務省 厚生労働省 文部科学省
11-2			② 前記①の人権教育・啓発等においては、ハンセン病患者・元患者及びその家族の生きた証しに係る種々の記録を保存活用し、その名誉の回復を図り、再発を防止するために、国は、国立ハンセン病資料館や各療養所の社会交流会館(資料館)における普及啓発等の充実を図り、その利用について積極的な取組を進める。(法務省、厚生労働省、文部科学省)	【厚生労働省】 ・国立ハンセン病資料館等において、新たに特別企画展「ハンセン病問題と家族」の実施と家族の証言集を作成。	【法務省】 ・法務省では、地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象とした研修会において、国立ハンセン病資料館や各療養所の社会交流会館(資料館)でのフィールドワークを行うなど同館を積極的に利用した普及啓発活動を実施した。 【文部科学省】 ・令和7年12月に、法務省、文部科学省及び厚生労働省の3省連名で発出した、ハンセン病問題に関する教育の更なる推進を目的とした通知において、国立ハンセン病資料館の講師派遣についても教育現場に周知。 【厚生労働省】 ・令和7年8月に全国の中学校向けにパンフレットを送付及び国立ハンセン病資料館学芸員による出張講座の実施。 ・国立ハンセン病資料館等において、常設展示に加え例年特別企画展を開催(令和7年度は「療養所の少年による家族への手紙」「戦争とハンセン病を取り上げたギャラリー展、ミュージアムトーク」等を実施。) ・講師等派遣事業等により、入所者や元患者家族による講演・語りを実施。	法務省 厚生労働省 文部科学省

11-3		<p>③ ハンセン病問題に関する国民の意識調査を今後も継続して実施することを検討し、その意識調査の結果等も踏まえ、人権教育・啓発の向上を図るとともに、偏見・差別の解消のために必要な施策を推進していく。（法務省、厚生労働省、文部科学省）</p>	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年8月の全国の中学校向けのパンフレット送付に合わせ、各学校においてそのまま授業で使える授業動画を新たに作成し、配布。 国立ハンセン病資料館等において、新たに特別企画展「ハンセン病問題と家族」の実施と家族の証言集を作成。 	<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省が実施したハンセン病問題に関する国民の意識調査の結果等も踏まえ、ハンセン病問題に関する偏見・差別の解消と正しい知識の普及啓発を目的とした各種人権啓発活動を実施しているところであり、今後も、同調査の結果等を踏まえ、人権啓発活動の向上を図るとともに、偏見・差別の解消のために必要な施策を推進していく。 <p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年12月に、関係省庁間の連携の下で一体的に施策を進めるため、法務省、文部科学省及び厚生労働省の3省連名で、ハンセン病問題に関する教育の更なる推進を目的とした通知を发出。 社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の資格付与のための講習や現職を対象にした研修において人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質向上を企図。 国公私立大学の教務担当者等が出席する会議等において、人権教育に関する取組を促進。 <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年6月19日に「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典を実施。 令和7年8月に全国の中学校向けにパンフレットを送付及び国立ハンセン病資料館学芸員による出張講座の実施。 令和8年2月23日に第25回ハンセン病問題に関するシンポジウム（人権フォーラム2026）を実施。 国立ハンセン病資料館等において、常設展示に加え周年特別企画展を開催（令和7年度は「就業所の少年による家族への手紙」戦争とハンセン病を取り上げたギャラリー展、ミュージアムトーク）等を実施。） 講師等派遣事業等により、入所者や元患者家族による講演・語りを実施。 都道府県等地方自治体が行う普及啓発事業、シンポジウム開催などの効果的な取組等を支援する助成事業を実施。 	<p>法務省 厚生労働省 文部科学省</p>
11-4		<p>④ ハンセン病患者・元患者及びその家族等に対する偏見・差別の解消に向けて、かつて国が採った強制隔離政策などのハンセン病政策の歴史と反省も踏まえ、国連人権理事会への決議案提出やハンセン病差別撤廃に関する特別報告者との協力等を通じ、国際社会において積極的な取組を進める。（外務省）</p>		<p>【外務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度においては、国連人権理事会及び国連総会第三委員会においてステートメントを行うとともに、ハンセン病差別撤廃に関する特別報告者からの情報提供要請に応じた。また、特別報告者の求めに応じ、日本政府代表者が啓発セミナーに参加するなど、国際的な取組に積極的に参画した。 	<p>外務省</p>
11-5		<p>⑤ 国の強制隔離政策によって偏見・差別が作出・助長された問題であることを学ぶというハンセン病問題学習が持つ極めて重要な性格に留意しつつ、人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。また、ハンセン病患者・元患者及びその家族等を含む個別的な人権課題について、教職課程を履修する学生の理解増進を図るため、教職課程を置く大学に対し「教職課程認定申請の手引き」による情報提供や説明会等の機会を通じて周知を行うなどして、各大学における取組を推進する。（文部科学省）</p>		<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究等の実施を委託する「人権教育研究推進事業」を実施。 学校における人権教育の更なる推進のため、「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」の改訂に向けた会議を設置し検討を開始。 令和7年6月に「人権教育推進研修」を、10月に「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育に関する関連法規等の周知や諸課題についての検討・分析等を行い、学校における人権教育の推進を企図。 社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知。 ハンセン病患者・元患者及びその家族を含む個別的な人権問題について、教職課程を履修する学生の理解増進を図るため、教職課程を置く大学に対し「教職課程認定申請の手引き」による情報提供の機会を通じて周知。 	<p>文部科学省</p>
11-6	(f) 相談・支援等	<p>① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】</p>		<p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行った。 	<p>総務省</p>

11-7			<p>② ハンセン病患者・元患者及びその家族に関し、日常生活における差別や社会復帰の妨げとなる行為等が発生した場合における相談窓口として、既設の全国の法務局・地方法務局の人権相談窓口の機能やハンセン病問題に特化した相談窓口の充実に努める。また、そのような行為等が発生した場合における人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応を積極的にを行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。(法務省、厚生労働省)</p>	<p>【法務省】 ・各都道府県のハンセン病問題に関する相談支援窓口に対し、全国の法務局・地方法務局の人権相談窓口との連携・協力を依頼。</p> <p>【厚生労働省】 ・ハンセン病に特化した専門相談を行っている(社福)ふれあい福祉協会、(公財)沖縄県ゆうな協会、(社福)恩賜財団済生会支部大阪府済生会ハンセン病回復者支援センター、熊本県・一般社団法人熊本社会福祉士会りんどう相談支援センター等へ法務局の人権相談窓口に関する情報提供するとともに、各都道府県に対し法務局や人権相談窓口との連携を依頼。</p>	<p>【法務省・厚生労働省】 ・ハンセン病患者・元患者及びその家族に関し、日常生活における差別や社会復帰の妨げとなる行為等が発生した場合における相談窓口として、既設の全国の法務局・地方法務局の人権相談窓口の機能や、ハンセン病問題に特化した相談窓口を充実。</p> <p>・上記のような行為等が発生した場合における人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応を積極的にを行い、事案に応じた適切な措置を実施。・元患者やその家族に対する相談事業の実施(全国にハンセン病に特化した専門の相談員(ふれあい相談員)の配置や、沖縄にハンセン病に特化した相談支援機関の設置)や家族関係回復支援等を実施。</p>	法務省 厚生労働省
11-8			<p>③ ハンセン病患者・元患者及びその家族等に対する偏見・差別により生じる生活上の不安や苦痛、人権問題の解決を図るため、当事者自身による不安や苦しみの解消のためのピア相談事業等の事業を積極的に実施する。また、全国の法務局・地方法務局の人権相談窓口との一層の連携を図るとともに、社会復帰者や家族等の社会における共生の場づくりに努める。(法務省、厚生労働省)</p>	<p>【法務省・厚生労働省】 ・ハンセン病に特化した専門相談を行っている(社福)ふれあい福祉協会、(公財)沖縄県ゆうな協会、(社福)恩賜財団済生会支部大阪府済生会ハンセン病回復者支援センター、熊本県・一般社団法人熊本社会福祉士会りんどう相談支援センター等へ法務局の人権相談窓口に関する情報提供するとともに、各都道府県に対し法務局や人権相談窓口との連携を依頼。</p>	<p>【厚生労働省】 ・元患者やその家族に対するピア相談や家族交流会等を実施。</p>	法務省 厚生労働省
12-1	刑を終えて出所した人及びその家族	(7) 人権教育・啓発等	<p>① 刑を終えて出所した人等及びその家族に対する偏見や差別を解消し、刑を終えて出所した人等の円滑な社会復帰に資するよう広報・啓発活動を推進する。(法務省)</p>		<p>【法務省】 ・「刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施した。</p>	法務省
12-2			<p>② 「再犯防止啓発月間」や“社会を明るくする運動”強調月間を中心として、広く国民が犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業を推進する。(法務省)</p>		<p>【法務省】 ・令和7年7月、再犯防止に関する広報・啓発動画をYouTube法務省チャンネルで配信。 ・令和7年7月、再犯防止啓発月間ポスターを掲出。 ・令和7年7月に、“社会を明るくする運動”強調月間キックオフイベントを実施したほか、全国各地で本運動を展開。 ・丸善雄松堂株式会社、株式会社丸善ジュンク堂書店及び法務省の共催により、全国4カ所及び法務本省で、「街・夢・みらい まなびでつながる更生保護シンポジウム」を開催。</p>	法務省
12-3			<p>③ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。(文部科学省) 【再掲】</p>		<p>【文部科学省】 ・学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究等の実施を委託する「人権教育研究推進事業」を実施。 ・学校における人権教育の更なる推進のため、「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」の改訂に向けた会議を設置し検討を開始。 ・令和7年6月に「人権教育推進研修」を、10月に「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育に関する関連法規等の周知や諸課題についての検討・分析等を行い、学校における人権教育の推進を企図。 ・社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を推進。</p>	文部科学省
12-4		(f) 相談・支援等	<p>① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省) 【再掲】</p>		<p>【総務省】 ・違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行った。</p>	総務省

12-5			<p>② 刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）</p>		<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に対応。 ・人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を実施。 	法務省
13-1	犯罪被害者及びその家族	(7) 人権教育・啓発等	<p>① 犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるため、「命の大切さを学ぶ教室」の開催や様々な広報媒体を通じて犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動を実施するとともに、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として設定し、集中的な広報啓発活動を実施する。（警察庁）</p>	<p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに、犯罪被害者等支援に関する施策の紹介、イベントの告知・募集等の各種情報を発信するXアカウントを新設。 ・令和7年6月に警察庁ウェブサイト进行修改し、犯罪被害者等が受けられる支援の情報にたどり着きやすくするよう、ポータルサイト「ギョッとCH（チャンネル）」を新設。 ・「犯罪被害者週間」を令和7年から拡充し、11月1日から12月1日までを「犯罪被害者月間」として設定して、中央イベントのほか、犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギョッとちゃん」のピンバッジの着用、民間企業との連携・協力による啓発活動等を強力に推進。 	<p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象とした犯罪被害者による講演会「命の大切さを学ぶ教室」や「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールを開催。 ・その他大学生を対象とした犯罪被害者等支援に関する講義等、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成に係る活動を実施。 ・左記のとおり「犯罪被害者週間」の月間化を実施。 	警察庁
13-2			<p>② 犯罪被害者及びその家族の人権に対する配慮と保護を求めるための広報・啓発活動を推進する。（法務省）</p>		<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施した。 	法務省
13-3			<p>③ 犯罪被害者等の保護・支援のための制度を広く国民に紹介し、その周知を図るために「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレット及び被害者等向けDVDを作成し、全国の検察庁等に配布するほか、同パンフレットを法務省及び検察庁ウェブサイトに掲載し、情報提供を行う。（法務省）</p>		<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年3月頃、令和7年度の法改正等を踏まえて内容を改訂した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を全国の検察庁等へ配布するとともに、同パンフレットを法務省及び検察庁ウェブサイトに掲載する予定。 	法務省
13-4			<p>④ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】</p>		<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究等の実施を委託する「人権教育研究推進事業」を実施。 ・学校における人権教育の更なる推進のため、「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」の改訂に向けた会議を設置し検討を開始。 ・令和7年6月に「人権教育推進研修」を、10月に「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育に関する関連法規等の周知や諸課題についての検討・分析等を行い、学校における人権教育の推進を図る。 ・社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を推進。 	文部科学省
13-5			<p>⑤ 犯罪被害者等への適切な対応を確実に行うため、警察職員に対する犯罪被害者等支援に関する教育の充実を図るとともに、地方公共団体の職員に対して犯罪被害者等支援に関する最新の情報を提供する研修等を実施するほか、民間被害者支援団体が行う研修への講師の派遣等の協力を行う。（警察庁）</p>	<p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援コーディネーターの養成及び相互連携を図るため、令和7年6月に犯罪被害者等支援コーディネーター研修を開催。 ・ワンストップサービス体制の運用に係る実践的な訓練や意見交換のため、同年12月にコーディネーターに係るフォローアップ研修を開催。 ・犯罪被害者等支援の基本的な知識や犯罪被害者等・支援者の心理等を学ぶことができる支援者向けのオンデマンド研修教材「ギョッとラーニング」を製作し、地方公共団体等に活用を働きかけた上、新設したポータルサイト「ギョッとCH（チャンネル）」に掲載。 	<p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察職員に対し、犯罪被害者等支援の意義や各種施策の概要、心情への配慮や具体的な対応の在り方などを理解させるため、専科等の研修を実施。 ・地方公共団体の職員に対しては、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議や全国犯罪被害者等支援実務者会議を開催し、意見交換やグループワーク等の研修を実施したほか、16県において実践的な訓練等を実施。 ・民間被害者支援団体の実施する研修への講師の派遣等の支援を実施。 	警察庁

13-6		⑥ 検察職員に対して、犯罪被害者等の保護・支援を目的とした諸制度について、各種研修や日常業務における上司による指導等を通じて周知し、適正に運用するよう努める。(法務省)		【法務省】 ・法務省においては、検察官の経験年数に応じた各種研修を実施し、検察官として必要な知識・技能を習得させ、その能力を向上させるとともに、広い視野と識見を養うための啓発等を行っている。 ・その中で、犯罪被害者等の保護のための措置に関する講義を実施しており、これらを通じて、各制度の周知徹底を図った。 ・また、日常業務においても上司による指導等を通じて犯罪被害者等の保護・支援を目的とした諸制度について周知。 ・そのほか、各検察庁に配置されている被害者支援員及び被害者支援を担当する検察事務官を対象として、犯罪被害者支援に関する研修を実施しているところ、その中でも、犯罪被害者等の保護のための措置に関する講義を実施。	法務省
13-7		⑦ 更生保護官署関係職員等に対する研修において、犯罪被害者等支援の実務家による講義等を実施することなどにより、犯罪被害者等が置かれている状況等について理解の増進を図る。(法務省)		【法務省】 ・更生保護官署職員等に対する研修において、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者等支援に関する実践的スキルを修得させるための演習等を実施し、犯罪被害者等の心情や置かれている状況等への理解の増進を図っている。	法務省
13-8	(イ) 相談・支援等	① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省) 【再掲】		【総務省】 ・違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行った。	総務省
13-9		② 犯罪被害者等に対する人権侵害について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。(法務省)		【法務省】 ・犯罪被害者等に対する人権侵害について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に対応。 ・人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を実施。	法務省
14-1	北朝鮮当局によって拉致された被害者等	(ア) 人権教育・啓発等	① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。(全府省庁)	【内閣官房】 ・同週間中の令和7年12月13日に政府主催拉致問題に関するシンポジウムを開催。 【警察庁】 ・北朝鮮人権侵害問題への関心と認識を広めるため、警察庁や都道府県警察において、各種広報啓発活動、職員に対する教育等を実施。 【外務省】 ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間における広報や、在外公館における拉致問題に関する啓発・広報等を実施。 【環境省】 令和7年、北朝鮮人権侵害問題の啓発ポスターを本省等において掲示。北朝鮮人権侵害問題啓発週間についての広報を当省ホームページで実施するべく、調整・準備を開始。 【防衛省】 ・全国に所在する防衛省内の各機関、各部隊、地方支分部局等に対してポスターを配布し、各所で掲載することにより、広く啓発を実施。	全府省庁

14-2	② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。(内閣官房、法務省)	<p>【内閣官房】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年11月から、拉致問題に関する子ども向け広報動画を公開。 令和7年12月から、拉致問題に関する解説動画を公開。 大阪・関西万博期間中、会場周辺の駅や関西国際空港でのデジタルサイネージやポスターを用いた国際広報及び会場内でのパネル展を実施。 令和8年2月、ターミナル駅等において、拉致問題に関するデジタルサイネージ広告を放映。 	<p>【内閣官房】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国の教育委員会等に対するアニメ「めぐみ」等の教育現場での活用の依頼、北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール及び電子コミック「母が拉致された時はまだ1歳だった」の教育現場への無償貸与の取組を継続して実施。 令和7年8月に「拉致問題に関する中学生サミット」を開催し、参加者のアイデアを基にした広報啓発動画を制作・公表。 教員等を対象としたオンラインセミナー及び教員を目指す大学生を対象とした授業実践事業を実施。 内閣府庁舎1階の啓発コーナー「拉致問題を知るひろば」の運営、啓発用のポスターやパンフレットの改訂・配布等を実施。 <p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施した。 令和7年12月、交通広告の掲出、インターネット広告の掲載、地方新聞紙への広告掲載等を実施。 	内閣官房 法務省
14-3	③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。(内閣官房、総務省、法務省)		<p>【内閣官房】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「拉致問題を考える国民の集い」を開催。(令和7年11月：米子、静岡、12月：群馬、令和8年1月：徳島、京都、2月：愛知) 舞台劇「めぐみへの誓い—誓還—」を開催。(令和7年9月：新潟県新潟市、10月：秋田県能代市、11月：島根県松江市、広島県広島市、令和8年1月：東京都中野区、大阪府吹田市、2月：徳島県吉野川市、岡山県井原市) 映画「めぐみ—引き裂かれた家族の30年」、アニメ「めぐみ」、「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」の上映会を開催。(令和7年7月：広島府中町、北海道江差町、8月：兵庫県朝来市、長野県御代田町、10月：宮城県仙台市、広島県庄原市、11月：千葉県成田市、北海道札幌市、大阪府阪南市、12月：神奈川県大井町、大阪府河内長野市、新潟県新潟市、令和8年1月：新潟県加茂市、香川県高松市、大阪府大阪市、神奈川県横浜市、神奈川県三浦市、2月：神奈川県寒川町、東京都荒川区、長崎県長崎市) 「北朝鮮向けラジオ放送「ふるさとの風」「しおかぜ」共同公開収録」を開催。(令和7年5月：北海道札幌市、7月：埼玉県川口市、9月：福岡県福岡市、令和8年1月：富山県富山市) <p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年12月、交通広告の掲出、インターネット広告の掲載、地方新聞紙への広告掲載等を実施。 	内閣官房 総務省 法務省
14-4	④ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。(内閣官房、外務省)		<p>【内閣官房】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年6月に拉致問題に関するオンライン国連シンポジウムを開催。 <p>【外務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北朝鮮人権侵害問題啓発週間における広報や、在外公館による拉致問題に関する啓発・広報等を実施するとともに、様々な外交上の機会をとらえ、拉致問題を提起。 	内閣官房 外務省
14-5	⑤ 国連総会及び国連人権理事会における北朝鮮人権状況決議の採択等を通じ、拉致問題の解決に向けた国際社会の世論の形成を図る。(外務省)		<p>【外務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国連総会及び国連人権理事会における北朝鮮人権状況決議の採択等を通じ、拉致問題の解決に向けた国際社会の世論の形成を図った。 	外務省

14-6		<p>⑥ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】</p>		<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究等の実施を委託する「人権教育研究推進事業」を実施。 ・学校における人権教育の更なる推進のため、「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」の改訂に向けた会議を設置し検討を開始。 ・令和7年6月に「人権教育推進研修」を、10月に「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育に関する関連法規等の周知や諸課題についての検討・分析等を行い、学校における人権教育の推進を企図。 ・社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を推進。 	文部科学省
14-7	(イ) 相談・支援等	<p>① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】</p>		<p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行った。 	総務省
14-8		<p>② 北朝鮮当局による人権侵害について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）</p>		<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮当局による人権侵害について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に対応。 ・人権相談等を通じて北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を実施。 	法務省
15-1	性的マイノリティの人々	(フ) 人権教育・啓発等	<p>① 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関し、必要な学術研究等を行うとともに、その結果等を踏まえ、理解増進法第8条に基づく基本計画を策定し、推進する。また、理解増進法の趣旨や性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について、国民一般に対し、広報活動等を通じた知識の着実な普及に努める。（内閣府）</p>	<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に係る取組に関する学術研究等を実施。 ・地方公共団体における性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及に資する研修教材作成等を予定。 	内閣府
15-2		<p>② 地方公共団体における職員の採用に当たり、性的指向及びジェンダーアイデンティティといった標準職務遂行能力及び適性の判定に必要な事項の把握を行うことは、「地方公務員法」第13条に規定する「平等取扱いの原則」に反しているとの疑念を受けかねないものであることから、改めて採用試験について点検することを依頼したり、各種ハラスメントの防止に向けて、厚生労働省指針等を踏まえ、適切に取り組むことを要請したりするなど、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する地方公共団体の職員の理解増進を図っていく。（総務省）</p>		<p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的指向及びジェンダーアイデンティティといった標準職務遂行能力及び適性の判定に必要な事項を把握することのないよう、採用試験の点検の実施等について、採用活動が本格化する毎年3月に地方公共団体に対して依頼を行っており、令和7年度の採用活動については、令和7年3月に事務連絡を発出済（令和8年度については、令和8年3月に発出予定）。 ・理解増進法が施行されたことを踏まえ、 ・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）において、「被害を受けた者の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となる」旨示されていること ・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）において、パワーハラスメントに該当すると考えられる例として、「相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと」及び「労働者の性的指向・性自認（略）等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずして他の労働者に暴露すること」が明記されていることについて、改めて認識し、適切に対応いただきたい旨令和7年12月に地方公共団体に対し助言を行った。 	総務省

15-3		③ 消防大学校に入校する全国の消防本部の幹部職員等を対象とした講義の実施や、各消防本部への性的マイノリティに関する基本的知識や注意事項を掲載したハラスメント教材の配布を通じ、消防職員の性的マイノリティに対する理解促進を図る。(総務省)		【総務省】 ・消防大学校に入校する全国の消防本部の幹部職員等を対象に、人権問題に関する講義等を行っている。 ・各消防本部が研修等の機会に活用できるよう、当庁HP上で教材を公開している。	総務省
15-4		④ 性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別を解消し、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、国民一人一人の人権意識を高め、性的マイノリティの人々への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省)		【法務省】 ・「性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施。 ・性的マイノリティの人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した啓発冊子及び啓発動画を、全国の法務局・地方法務局において配布・貸出しを実施した。 ・令和7年11月から令和8年2月までの間、性的マイノリティの人々への人権に関するものを含む、共生社会の実現に関するインターネット広告を実施。	法務省
15-5		⑤ 性的マイノリティのこども・若者へのきめ細かな対応に資するよう、教職員向けの啓発資料や、支援の事例の提供等の取組を進める。(文部科学省)		【文部科学省】 ・令和7年6月に「人権教育推進研修」を、10月に「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、性的マイノリティのこども・若者へのきめ細かな対応に資する教職員向けの啓発資料や支援の事例等を周知。 ・地域における SOGIの多様性に関する国民の理解増進のため、社会教育施設における各種学級・講座等の開設を通じた多様な学習機会を充実。 ・社会教育施設における理解増進に係る取組の充実に向けて、社会教育の指導者として中心的な役割を担う職員に対する研修の機会を通じて、情報提供を実施。	文部科学省
15-6		⑥ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。(文部科学省) 【再掲】		【文部科学省】 ・学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究等の実施を委託する「人権教育研究推進事業」を実施。 ・学校における人権教育の更なる推進のため、「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」の改訂に向けた会議を設置し検討を開始。 ・令和7年6月に「人権教育推進研修」を、10月に「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育に関する関連法規等の周知や諸課題についての検討・分析等を行い、学校における人権教育の推進を企図。 ・社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を推進。	文部科学省
15-7		⑦ 性的マイノリティであるなどの不合理な理由で就職の機会が制限されることを防ぐため、適性と能力に基づいた公正な採用選考システムの確立が図られるための取組を推進する。(厚生労働省)		【厚生労働省】 ・公正な採用選考システム確立のため、採用基準の基本的な考え方として「性的マイノリティなど特定の人を排除しない」旨を記載した事業主向け啓発パンフレットを作成し周知・啓発を実施。	厚生労働省
15-8	(f) 相談・支援等	① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省) 【再掲】		【総務省】 ・違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行った。	総務省
15-9		② 性的マイノリティに関する偏見や差別等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。(法務省)		【法務省】 ・性的マイノリティに関する偏見や差別等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に対応。 ・人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を実施。	法務省

16	その他		<p>これまでみてきたように、人権課題は社会の変化に伴って新たに生じし、又は顕在化するものであるため、前記アからセまでの類型に該当しない人権問題についても、それぞれの問題状況に応じた、その解決に資する施策の検討を行う。</p>			全府省庁
17	人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等		<p>人権教育・啓発の推進に当たっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。</p> <p>人権に関わりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設職員、更生保護官署関係職員、出入国在留管理庁職員、学校の教職員、社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、その他全ての公務員に対する研修等における人権教育・啓発の充実を努めるものとする。関係各府省庁では、それぞれ所要の取組が実施されているところであるが、このような関係各府省庁の取組は今後も充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、各取組においては、これまで生じた問題事例の原因を分析してそれを解消するよう人権に関する研修を強化するなど、関係各府省庁において問題事例を発生させることがないよう人権尊重の理念が徹底されるようにすることが重要である。より効果的な研修を行うため、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが求められる。</p>	<p>【人事院】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年4月、7月、10月、令和8年1月に実施した「新しく採用された職員のための研修パッケージ」において、受講者に人権啓発冊子などの人権啓発関連情報（HPリンク）として提供 	<p>【人事院】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全府省の職員を対象に実施する初任行政研修において、人権諸問題に関するカリキュラムを取り入れて実施した。また、啓発冊子「人権の擁護」を配付し、人権一般に対する認識を更に深めるよう指導。 <p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各級警察学校における新規採用及び昇任時の研修において、「憲法」等の法学、「職務倫理」、「社会」の授業において、人権尊重の重要性や人権に配慮した職務執行の必要性について理解させるための研修を実施。また、各種人権課題にかかる実務上の担当者（留置担当官、被害者支援担当者等）に対し、専門的な研修の機会に、各種人権課題に関する研修を実施。さらに、都道府県警察等に対し、令和7年度に採用された全ての警察職員に法務省作成の各種人権課題に関する参考資料を配付して研修を実施するよう指示。 <p>【子ども家庭庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育士等キャリアアップ研修ガイドラインにおいては、障害児保育に関する理解を深め、適切な助言及び指導ができる能力の習得をねらいとして、研修分野の一つに障害児保育を規定している。 <p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法務省では、人権問題に関して、国家公務員等の理解と認識を深めることを目的として、中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を開催している。令和7年度は、旧優生保護法の歴史的経緯や当事者の声を取り入れた講義を含む「障害のある人と人権」をテーマとした研修を10月27日から12月26日までの期間、リモート形式にて実施。また、地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象として、指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を実施している。令和7年度は、10月27日から12月26日までの間、リモート形式にて実施。 矯正施設職員に対する研修において、新採用職員、幹部職員等に対し、被収容者の権利保障・国際準則等、人権啓発等に係る講義を実施しているほか、憲法、成人矯正法等の講義においても人権に関する視点を取り入れている。 職階等に応じた多様な研修において、大学教授等の専門家を招くなどして、人権に関する講義を実施。 業務の中核を担う指導的立場の職員に対し、人権に特化した研修を実施したほか、全職員を対象とした人権研修も実施。 <p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上保安庁では、海上保安大学校等における初任者教育機関において、学生向けの人権に関する研修を実施し、現場へ配属された後も年間を通じて、階層別における研修、犯罪被害者支援に関する研修、ハラスメントに関する研修において人権に関する教育を実施。 	全府省庁